

平成 26 年度実施
大学機関別認証評価
評価報告書

大妻女子大学

平成 27 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	5
II 基準ごとの評価	6
基準1 大学の目的	6
基準2 教育研究組織	8
基準3 教員及び教育支援者	11
基準4 学生の受入	15
基準5 教育内容及び方法	19
基準6 学習成果	33
基準7 施設・設備及び学生支援	36
基準8 教育の内部質保証システム	42
基準9 財務基盤及び管理運営	47
基準10 教育情報等の公表	54
<参 考>	57
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	59
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	60

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しています。この大学機関別認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その个性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

26年7月	書面調査の実施
8月～9月	運営小委員会（注1）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整） 評価部会（注2）、財務専門部会（注3）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～27年1月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
1月	評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知
3月	運営小委員会、評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注2）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注3）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注4）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成27年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

浅原利正	広島大学長
荒川正昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
一井眞比古	国立大学協会専務理事
稲垣卓	福山市立大学長
及川良一	全国高等学校長協会顧問
尾池和夫	京都造形芸術大学長
荻上紘一	大妻女子大学長
梶谷誠	電気通信大学学長顧問
片山英治	野村證券株式会社主任研究員
川嶋太津夫	大阪大学教授
下條文武	新潟大学名誉教授
郷通子	情報・システム研究機構理事
河野通方	大学評価・学位授与機構教授
児玉隆夫	帝塚山学院学院長
小間篤	秋田県立大学理事長・学長
○佐藤東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
鈴木賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
鈴木典比古	国際教養大学理事長・学長
土屋俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
中島恭一	富山国際大学長
野嶋佐由美	高知県立大学副学長
早川信夫	日本放送協会解説委員
ハンス ユーゲン・マルクス	南山学園理事長
前田早苗	千葉大学教授
矢田俊文	九州大学名誉教授・北九州市立大学名誉教授
柳澤康信	愛媛大学長
山本進一	岡山大学理事・副学長
◎吉川弘之	科学技術振興機構研究開発戦略センター長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

荒川 正昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
稲垣 卓	福山市立大学長
尾池 和夫	京都造形芸術大学長
荻上 紘一	大妻女子大学長
児玉 隆夫	帝塚山学院学院長
小間 篤	秋田県立大学理事長・学長
佐藤 東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
◎ 鈴木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
○ 土屋 俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
中島 恭一	富山国際大学長

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第4部会)

栗本 英和	名古屋大学教授
○ 近藤 倫明	北九州市立大学長
菅原 悦子	岩手大学理事・副学長
鈴木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
武市 正人	大学評価・学位授与機構教授
土屋 俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
◎ 中島 恭一	富山国際大学長
○ 羽入 佐和子	お茶の水女子大学長
藤井 保	県立広島大学学長補佐
松永 美穂	早稲田大学教授
○ 矢田 俊文	九州大学名誉教授・北九州市立大学名誉教授
山本 泰	東京大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

◎ 泉澤 俊一	公認会計士、税理士
○ 梶谷 誠	電気通信大学学長顧問
竹内 啓博	公認会計士、税理士
山本 進一	岡山大学理事・副学長

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準10のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。なお、一つでも満たしていない基準がある場合には、当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていないと判断し、その旨及び、「満たしていない基準及び根拠・理由」を記述しています。

また、対象大学の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」等がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準10において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「更なる向上が期待される点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(※ 評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果(案)の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成26年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

大妻女子大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 校訓「恥を知れ」を人格形成の基本理念と位置付け、さらに、養成する人材像を時代の進展に合わせて見直した「関係的自立」を教育理念の基本とする教育を実践している。
- 各学部教授会、研究科委員会（代議員会）に学長及び副学長が非構成員として出席し、学部・研究科間の情報共有・意思疎通を円滑にしている。
- 女性の自立する力の育成を目指した「大妻教養講座」等の科目の開講、企業等との連携による課題解決型授業の実施、社会人女性を受け入れながら実施している大妻マネジメントアカデミー等、女子大学としてのキャリア教育の充実を図っている。
- 平成 22 年度に文部科学省の「大学生の就業力育成支援事業」に「質量両面の就業力向上のためのキャリア教育」が採択され、その後継として平成 24 年度の「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に「首都圏に立地する大学における産業界のニーズに対応した教育改善」（幹事校：青山学院大学）が採択されており、当該大学においても、「キャリア学習プログラム」及び「学びのマップ・ポートフォリオシステム」として運用し、学生のキャリアアップを支援している。
- 教育職員免許状、図書館司書、博物館学芸員をはじめ、衣料管理士、管理栄養士、精神保健福祉士等の専門性に直結する資格を多くの学生が取得し、卒業後のキャリアに活かしており、特に 1 級衣料管理士資格取得者は毎年 30 人以上にのぼり、平成 23 年度に日本衣料管理協会から表彰を受けている。
- 希望する学生のほぼ全員が入寮できるよう、学生寮が整備されている。
- 学外関係者の意見聴取の場として、学生の保護者と専任教員との懇談会（多くの学部は年 2 回）を開催し、大学の方針を伝えるとともに、意見・要望を聴取している。
- 平成 26 年度の大学機関別認証評価に向けて作成された自己評価書において、自己評価を適切に実施し、問題点を的確に把握しており、自己評価書そのものについても、社会に対して理解されやすい形となるよう配慮されている。

主な更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 「成績評価に関するガイドライン」を制定し、成績評価の恣意性を排除し、公平性を確保するため、評価の比率の目安を定め、平成 26 年度から施行しており、その成果が期待される。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 多くの学部の 3 年次編入及び博士後期課程において、入学定員充足率が低い。
- 図書館の閉館時間が、最終授業終了時間前又は終了と同時にとなっている。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

大学の目的は、学則第1条に明示され、さらにその内容は、大妻学院のミッションとともに教育理念の基本的精神とされている。

学則第1条では、「本学は教育基本法に基づき、学校教育法の定めるところに従い、広く知識を授けると共に深く専門の学芸を教授研究して、応用的能力の展開と人格の完成に努め、高い知性と豊かな情操を有する女性の育成を目的とする。」と定めている。

さらに、大妻学院の寄附行為第3条に加え、大妻学院創立100周年を期して制定された「大妻学院のミッションと経営指針」では、「学祖・大妻コタカの建学の精神を、新しい時代の文脈の中で、組織的に教育・研究・地域活動に活かすことにより、豊かな教養と思いやりの心をもち合わせた、真に自立した女性を育成し、社会関係資本の充実を図ることで、健全で持続可能な社会の実現に貢献する。」と定められていることに加え、建学の精神に対して、時代に即応して付加した新たな解釈である「関係的自立（他者との支え合いの中で作られていく個々人の自己決定性）」を、教育理念の基本的精神とする教育を実践することとしている。

大妻学院の校訓である「恥を知れ」は、他人に対して言うことではなく、自らを省み、自らを律するためのものであり、人格形成の基本理念と位置付けている。

また、各学部・学科の教育研究上の目的、養成する人材像は、学則第3条の2に定められている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学院の目的については、大学院学則第1条、第3条、第4条に次のように明示されている。

まず、大学院学則第1条で「大妻女子大学大学院は、建学の精神に則り学術の理論及び応用を教授研究し、精深な学識と研究能力を養い、文化の進展に寄与することを目的とする。」と定め、第3条で「修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。」、第4条で「博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。」と、課程ごとの目的も定められて

いる。

さらに、研究科については、人間文化研究科の目的として、大学院学則第6条の2に、「生活科学、人文学、社会学、人間学等の人間の文化全般に関して、広い視野と学際的・総合的視点に基づいた理論的・専門的・実践的な高度の教育と研究を行うことにより、社会関係資本の重要性が増す今後の社会をリードできる人材を養成すること」と規定されており、その趣旨に沿って各専攻の目的も明示されている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 校訓「恥を知れ」を人格形成の基本理念と位置付け、さらに、養成する人材像を時代の進展に合わせて見直した「関係的自立」を教育理念の基本とする教育を実践している。

基準2 教育研究組織

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は以下の5学部から構成されている。

- ・ 家政学部（4学科：被服学科、食物学科、児童学科、ライフデザイン学科）
- ・ 文学部（3学科：日本文学科、英文学科、コミュニケーション文化学科）
- ・ 社会情報学部（1学科：社会情報学科）
- ・ 人間関係学部（2学科：人間関係学科、人間福祉学科）
- ・ 比較文化学部（1学科：比較文化学科）

また、キャンパスとしては、千代田（家政学部・文学部の2～4年次生）、狭山台（家政学部・文学部の1年次生）、多摩（社会情報学部、人間関係学部、比較文化学部）の3キャンパスを有している。

これらのことから、学部及びその学科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

教養教育を含む大学教育全体の推進を図る責任部局として、平成25年度に大学教育推進機構が設置されており、同機構の運営及び業務に関しては、各学部の教養教育委員各1人を構成員として含む大学教育推進機構委員会がその任に当たっている。この大学教育推進機構委員会では、全学共通科目に関わる基本方針、教育課程の運営・管理及び必要な調整に関する事項等を審議している。さらに、千代田・狭山台キャンパス（家政学部、文学部）と多摩キャンパス（社会情報学部、人間関係学部、比較文化学部）にそれぞれ教養教育委員会を設置し、大学教育推進機構の方針に基づき、全学共通科目の具体的運用を図っている。これら教養教育に関わる諸委員会の機能を補佐し、実務を司る事務担当部署として、教育支援センター教育支援グループがその任に当たっている。

平成19年度の大学機関別認証評価において、教養教育に関して、「千代田・多摩・狭山台の3キャンパス間の教養教育の連携が十分とは言えない」との改善点の指摘を受けたことに対し、千代田・狭山台キャンパスと多摩キャンパスの教養教育科目を統一し、女子大学としての教養教育の充実を図ることを目的に、教養教育全体の見直しに着手し、その結果、平成22年4月からは、女子教育の伝統を基に総合的な人間教育を共通理念とした全学統一教育課程として全学共通科目の設置・運用を開始し、その中核に教養科目を配置している。

さらに、全学共通科目に関しては、その性質上、学生本人が所属するキャンパス以外での履修を認めている（ただし、履修登録上の制約から後期開講科目に限定）。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

平成22年4月にすべての研究科を人間文化研究科に統合し、領域横断的な大学院へ改組している。

人間文化研究科は、人間生活科学専攻、言語文化学専攻、現代社会研究専攻及び臨床心理学専攻の修士課程4専攻、人間生活科学専攻及び言語文化学専攻の博士後期課程2専攻により構成されている。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、8つの附属施設、2つの学部附置施設を設置している。

- ・ 附属施設：人間生活文化研究所、総合情報センター、心理相談センター、博物館、キャリア教育センター、教職総合支援センター、国際センター、地域連携推進センター
- ・ 学部附置施設：児童臨床研究センター（家政学部附置）、草稿・テキスト研究所（文学部附置）

このうち、教育活動を直接担う附属施設、センターに該当するのは、博物館、キャリア教育センター、国際センター、地域連携推進センター等である。

博物館では、資料の収集・調査研究・整理保存・展示公開活動や各種講演会の開催、普及啓発事業の実施を通じて、日本人の暮らしに係る歴史と文化を学内外に伝えることにより、地域社会に開かれた教育機関としての役割を果たしている。また、博物館学芸員課程の館務実習施設となっている。

平成23年4月に発足したキャリア教育センターは、キャリア教育を統括する役割を担っており、正課内では「キャリアデザイン」等の授業のほか、企業等と提携して実地的な企画・開発を体験する課題解決型授業「キャリア・デベロップメントプログラム」を運営し、正課外ではビジネス界で活躍する学外講師を多数招へいして展開する「大妻マネジメントアカデミー」等を開講している。

平成25年4月に設置された国際センターは、これまで主に学部・学科単位で行ってきた国際交流事業を見直し、全学レベルでの海外の大学・教育研究機関との交流事業に関する業務や外国語研修講座を行っている。

平成25年4月に発足した地域連携推進センターは、社会貢献・連携活動を教育・学習活動の一環と捉え、学生が地域の諸活動に参加して主体性や積極性を養い、実体験を通して当該大学の教育理念である「関係的自立」を確立していくことを目指している。

これらのことから、附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

学則第37条の2に、「本学の運営に関する重要事項について意思決定を行う機関として、運営会議を置

く。」と定めており、学長を議長とする運営会議（以下「大学運営会議」という。）において、全学に係る教育・研究、管理運営についての基本方針等を審議・決定している。これにより学部間、学部と大学院間、教育組織と事務組織間等の全学的な連携協力の強化、問題意識の共有化が図られている。大学運営会議は、平成 25 年度には 22 回開催されている。

また、各学部では教授会規則に基づき、年 10 回程度の定例教授会、必要に応じて臨時教授会を開催し、大学運営会議の定める方針の下で、教育活動に係る重要事項を審議検討している。教授会構成員は専任の教授、准教授、講師、助教である。各教授会には、慣行として学長及び副学長が非構成員として出席し、求めに応じて意見を述べるなど大学としての情報共有の場ともなっている。

研究科に関わる事項は研究科委員会で審議されている。ただし、研究科委員会を構成する教員数は 2 キャンパスにまたがり 100 人を超えるため、研究科長の選考以外の事項については、研究科代議員会（以下「代議員会」という。）を置いて、そこに審議を委任している。代議員会は、研究科長、各専攻主任、修士課程各専攻・博士後期課程各専攻から選ばれた教授又は准教授若干名から構成されており、年間 10 回程度開催されている。

また、各専攻では定例で専攻会議を開催し、専攻に関わる事項について審議を行い、必要な事項については代議員会に反映させている。

教務委員会等に関しては、教育全体の推進を図ることを目的とし、平成 25 年度に、大学運営会議直轄の機関として副学長を機構長とする大学教育推進機構が設置され、全学的な視点で教育課程や教育方法を検討することにより、教育の質的改善・向上を図るための中枢組織としての役割を果たしている。同機構の運営を司る大学教育推進機構委員会には、各学部の教務委員会委員長が加わっており、同機構委員会で審議した大学全体の方針を受けて、各学部教務委員会でその具体化・実現化を図っている。

なお、教育職員、保育士、図書館司書、学校図書館司書教諭及び博物館学芸員に関わる諸課程については、教職総合支援センターがその総括的な運用に当たっている。

大学院には、研究科長、専攻主任、及び各専攻から選出された教員若干名からなる研究科教務委員会が設置されている。

教育活動の推進と改革に向けて、大学運営会議を頂点とする各種委員会が重要な役割を担っている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 2 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 各学部教授会、研究科委員会（代議員会）に学長及び副学長が非構成員として出席し、学部・研究科間の情報共有・意思疎通を円滑にしている。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教員組織編制の基本単位は学科・専攻であり、教授、准教授、専任講師、助教、助手により構成されている。

また、教員組織編制に関しては、大学及び大学院設置基準等の法令に準拠した上で、5学部・大学院1研究科の教育課程の構成に合わせて最適な人材を配置する教育課程本位の考え方を重視している。教員の配置計画は、大学院研究科担当（兼担）、教職課程等諸課程担当、附属施設所属（専任又は兼担）等も含めて、教育課程本位の視点に立って各学部・学科や各研究科等で発議され、最終的には全学的立場から大学運営会議で審議・決定される。

兼務の状況については、大学院では、研究科を担当する専任教員は、すべて学部又は短期大学部の専任教員の兼担である。

責任体制に関しては、教育研究に関わる重要案件について、実質的な論議を行い意思決定の責任を負う機関は、学長を議長とし、副学長、各学部長、研究科長、事務局長で構成される大学運営会議である。

また、各学部には学部長を、学科には学科長（社会情報学部では専攻主任）を置き、役職者として各部署の責任を担っている。

大学院研究科に関しても、研究科長が、研究科委員会及び代議員会を代表して教育研究活動の全体的責任を負っており、その下で各専攻主任が専攻会議等を通じて専攻内の取りまとめに当たっている。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりである。

- ・ 家政学部：専任 52 人（うち教授 39 人）、非常勤 129 人
- ・ 文学部：専任 37 人（うち教授 23 人）、非常勤 107 人
- ・ 社会情報学部：専任 40 人（うち教授 25 人）、非常勤 85 人
- ・ 人間関係学部：専任 31 人（うち教授 23 人）、非常勤 126 人

- ・ 比較文化学部：専任 19 人（うち教授 12 人）、非常勤 53 人

いずれの学部においても、大学設置基準等の定める必要数以上確保している。さらに、多くの非常勤講師を委嘱することで多様な学問領域をカバーしている。

また、教育上主要と認められる授業科目については、必修専門科目に関する専任教員の担当比率は、全学平均で 88.7%である。外国語科目の必修科目（一部の英語科目）については、少人数クラス編成とし、その多くを非常勤講師に依頼しており、専任教員の担当比率は 23.1%と低いが、各科目に必ず 1 人専任教員を配置し、非常勤講師を含めた授業担当者懇談会を開催し、意見交換を行うなどにより、専任教員が責任を持つ体制が整えられている。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔修士課程〕

- ・ 人間文化研究科：研究指導教員 94 人（うち教授 82 人）、研究指導補助教員 26 人

〔博士後期課程〕

- ・ 人間文化研究科：研究指導教員 33 人（うち教授 33 人）、研究指導補助教員 1 人

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

専任教員の年齢構成は、30代と40代が合わせて 30.1%、50代 30.7%、60代以上 39.2%となっている。全体の年齢層が高い方に偏っているが、若手の補充も行われている。女性教員の割合は、全体の 33.5%であり、30代では 64.7%と高い値になっている。職位別分布については、教授 68.2%、准教授 22.9%、講師 8.9%となっている。

採用に関しては、新規採用は公募制を基本とし、平成 25 年度中に新規採用となった教員人事 13 件すべてが公募によるものである。

講師及び助教について、1 期目 3 年の後、任期延長が認められればさらに 2 期目 2 年（平成 24 年度までは 3 年）の計 5 年の任期制を導入している。なお、講師については任期を付さないことも可能である。

大妻コタカ記念会学術研究補助金制度があり、特に若年研究者に対する学術研究支援として、同窓会組織からの大妻コタカ学術研究補助金制度（1 件 20 万円）があり、過去 5 年間に 5 人が補助を受けている。その他、一部の学科ではあるが、社会情報学部では 40 歳以下の若手教員に対し、教育研究費の増額申請に基づき 3 万円を 5 人まで補助しているほか、プロジェクト研究（一般枠）として 1 件当たり 20～50 万円の範囲で公募し補助を行っている。

女性教員に対しては、勤務時間の短縮等の措置等、大妻学院育児介護休業規程に基づき、女性教員にとってもより働きやすい職場の環境構築を図っている。

国内・国外研修支援制度、サバティカル制度によって、教員の研究の活性化への工夫がなされている。国内・国外研修支援制度では、教員の調査研究を助成し、教育の質の向上を図ることを目的として、年間数人を派遣している。本制度は、平成 24 年度から、選考時期を派遣する 1 年前から 2 年前に変更したため、

実験・実習等を担当する教員も応募しやすくなっている。また、平成 24 年度にサバティカル制度を新設している。

研究費に関しては、個人研究図書費・学会出張旅費支給制度、戦略的個人研究費制度がある。個人研究図書費・学会出張旅費支給制度では、各教員に年間個人研究図書費 8 万 5 千円（助手は 4 万 5 千円）及び学会出張旅費 7 万円が支給される。平成 26 年度から、個々の教員からの個別申請に基づく戦略的個人研究費制度（上限額 200 万円）を新たに導入し、研究活動の活性化を図っている。

学会活動の支援については、各学部（文学部は各学科）に学内学会があり、それぞれが千鳥会（父母の会）及び大妻コタカ記念会（同窓会）の賛助を受け、講演会や研究会等の開催、研究論文集や学会報の定期刊行等の組織的活動を続けている。

人間生活文化研究所では、領域横断的な研究活動を競争的研究資金によって支援する共同研究プロジェクト（平成 25 年度採択 45 件）をとり入れているだけでなく、科学研究費補助金等の外部資金に関する情報検索システムの提供と申請支援を行うことにより、教員組織の活性化に寄与している。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

各学部において、教員の採用・昇任に関する規程・選考基準等が明確に定められており、それに従って採用・昇任の審査・手続きが行われている。

また、これらの規程・基準等は各学部教授会において個別に定めるものであるが、平成 24 年度に発足した大学運営会議において、各学部の選考基準等を平準化すべく、見直しと学部間でのすり合わせを行っている。

新規採用については、まずそのポストの使用について当該学部の発議に基づき大学運営会議で審議・承認を得ることで、学内での意思疎通、情報の共有を図っている。次いで当該学部・学科において候補者を公募し、書類審査と面接等による総合判断を踏まえ、学部人事委員会による審査を基に教授会において審議決定する。その後、最終的には大学運営会議における審議決定を経て、常任理事会による面接を行ったのち、理事会で承認を得ることになる。昇任の場合も、公募の段階を除き同一手順であるが、教育・研究業績のほかに日常の教育・研究指導の実態も審査材料として総合的に判断される。

大学院に関しては、すべて学部専任教員の兼担であり、大学院への任用に当たっては、当該専攻で候補者を選考し当該専攻会議、研究科人事審査委員会の審議を経て代議員会で決定する。この間、資格審査に関する規程、選考基準に従って審査を行うことにより、教育研究上の指導能力等の適格性を担保している。

学士課程における教育上の指導能力、大学院課程における研究指導能力の評価は、教育・研究の業績（教育活動資料、専門分野の研究論文等）の提出を求め、これらと面接結果を判断材料としており、さらに、最近では多くの学科・専攻において模擬授業を課して教育能力判断の一助としている。昇任の場合は教育・研究の業績のほかに、日常の教育・研究指導の実態も判断材料として総合的に判断される。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

平成 25 年度から教員評価制度を導入し、教員評価規程及び教員評価要領を制定して、副学長を委員長とする教員評価運営委員会の下で実施している。各教員は、教育活動、研究活動、社会貢献活動、管理運

営活動の4つの領域について、前年度（ただし、研究活動及び地域貢献活動領域については過去3年間）を対象に量的評価（自己評価点による評価）を行い、自己点検書に記入して学科長に提出することとしている。当該大学の教員評価の特徴として、4つの領域のうち特に教育活動領域に重点を置いており、同領域については、上記の量的評価とは別に、年度初めに個々の教員が教育目標を策定し、その目標をどの程度達成できたかを、次年度初めに活動報告書に記載して提出し、PDCA的に自己点検・評価を行っている。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われていると判断する。

3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

大妻学院の事務組織規程に基づき、教育支援センター、学生支援センター、就職支援センター、総合情報センター事務部等の関係部署に事務職員等262人（専任168人、非専任94人）が配置され、教育活動に関連する諸業務に従事している。なお、千代田キャンパスには短期大学部も設置されており、事務部門としては大学部門と短期大学部門は分離していない。

事務職員のうち、教育支援に直接関係する部門の各センター（教育支援センター、学生支援センター、就職支援センター、総合情報センター事務部）及び多摩事務部には、部長を配し、その下に課長を置いている。また、総合情報センター事務部には、部長・課長の下に3キャンパス合わせて、情報教育をサポートする職員12人（専任9人、非専任3人）及び図書館職員21人（専任13人、非専任8人）を配置している。

また、助手とは別に、主に学部・学科に関わる教務事務や学生対応に当たるために、学務助手34人（教務助手1人を含む。）を配置しているほか、情報処理科目、実験・実習科目、演習科目等には、一定の基準に基づいてTA、SA等を配置し、授業内容の理解促進、学生のスキルアップ等を図っている。TAとしては61人を採用している。

さらに、人間関係学部では、独自の試みとして平成20年度よりTAV（ティーチングアシスタント・ボランティア：地域社会に暮らす高学歴・高齢者等の、一般市民による学習支援ボランティア）を一部とり入れており、TA同様に学生の学習支援に活用されている。平成25年度は前期・後期を合わせて、延べ23科目の授業に33人のTAVが参加している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

基準4 学生の受入

4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
--

4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。
--

大学の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）として、以下のような資質を持っている人を求めることが定められている。

- 「1. [基礎学力] 深く幅広い知識・教養及び専門的知識・技術を修得し、考察を深めるための基礎的な学力を持っていること
2. [意欲] 各学部が専門としている学問を学び、主体的かつ創造的に問題の解決に取り組む意欲を持っていること
3. [自己実現] 自らの人生を積極的に考え、豊かな実りある将来を築きたいという意志を持っていること
4. [社会貢献] 人々の幸せやより良い社会の実現に寄与したいという意欲を持っていること
5. [コミュニケーションとグローバルな視点] コミュニケーション力を磨き、グローバルな視点まで獲得して未来を切り開いていく情熱を持っていること」

この入学者受入方針は、平成24年度に3つの方針を全面的に見直した結果である。

各学部・学科・専攻に関わる方針の見直し作業を進め、それぞれの教育内容に応じてより具体的に策定された入学者受入方針を、平成24年9月に大学運営会議において承認している。

また、平成24年度からは学科・専攻の入学者受入方針に、従来の「教育理念」、「求める人」に加えて、「高校での学習について」という項目が設定され、大学での学修に向けて、高等学校の段階でどのような問題意識を持ち、どんな学習に力を入れるべきかが示されている。

その上で、入学者受入方針に合致した学生を選抜するために、平成25年度に、入試種別ごとに入学者選抜の基本方針を定めている。

大学院についても、研究科及び各専攻の入学者受入方針を明確に定めている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。
--

各学部ともそれぞれの入学者受入方針に基づき多様な入試制度を導入しており、全学部でAO入試（家政学部食物学科管理栄養士専攻を除く。）、公募推薦入試、同窓生子女推薦入試、指定校推薦入試、併設高等学校特別推薦入試、一般入試A方式、一般入試B方式（大学入試センター試験利用）を実施している。

AO入試では、当該大学で学ぶことに対するより強い動機が期待されることから、各学科・専攻はあらかじめ「選考において重視する項目」を入試ガイドやウェブサイトで公表し、受験生の目標や希望、大学での学びと将来像との関わり等を提出書類に記入させるなど、入学者受入方針に即した学生を選抜できる

よう工夫している。これに沿って、選抜は、提出書類及び面接（さらに家政学部食物学科食物学専攻では小論文）を総合して行っている。

公募推薦入試では、高等学校長が推薦する、当該大学への入学を第一志望とし勉学意欲のある受験生を広く募り、また同窓生子女推薦入試では、建学の精神に深い理解を示す同窓生の子女を受け入れることによって、大学独自の学風を継承し、発展させるための一助とすることを狙いとしている。指定校推薦入試については、各学科・専攻において推薦基準を定めた上で指定校を選定し、推薦を依頼している。

一般入試では、各学科・専攻の特色に応じた試験科目を設定し、必要とされる基礎学力や語学力等を評価している。

なお、人間関係学部人間福祉学科では、社会人入試により、既に学業から離れながらも生涯学習者として学業への志が高く、大学において社会人として培った経験を活かし活躍できる人物を選抜しており、平成25年度時点で1人在籍している。

また、家政学部食物学科、児童学科児童学専攻と人間関係学部人間福祉学科介護福祉専攻を除く各学科・専攻では、平成25年度入試から新たに編入学試験制度を導入している。選抜方法は、内部推薦選考、内部学力選考、指定校推薦選考、一般選考の計4種類とし、学部入学生に対する入学者受入方針を準用し、学内外から多様な学生を受け入れている。

平成27年度からは、外国人留学生入試を導入することとなっている。

修士課程では、全専攻で一般選抜、学内選考を実施し、さらに人間生活科学専攻、言語文化学専攻、現代社会研究専攻では、社会人特別選抜を実施している。さらに、研究意欲の高い外国人を受け入れることを目的に、平成25年度から全専攻で外国人留学生入試を導入している。

社会人特別選抜及び外国人留学生入試では、修士課程入学生に対する入学者受入方針を準用し、募集要項、ウェブサイト、説明会等において各専攻の教育内容や特色等を説明している。その上で、入学試験で出願書類として提出された卒業論文の要旨や希望研究課題・内容を記載した書類を事前に確認し、筆記試験及び口述試験を入学者受入方針に沿った内容で実施し、各専攻が求める人物であるかを審査している。

また、社会人特別選抜による入学者は、あらかじめ自分で標準修業年限を超えた在籍年数（3年又は4年）を決め、修士の学位を取得する長期履修学生制度の適用を受けることができる。

博士後期課程では、一般選抜を行っている。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学長を委員長とし、副学長、各学部長、入試委員長、各学部選出委員、研究科長及び事務局長から構成される入学者選抜施策委員会が、全学的視野から募集方針や入試制度、入学者選抜実施体制の基本方針を審議している。その方針に沿い、各学部入試委員会が、学部内の意向を集約・調整しながら具体的な検討を進め、その結果を教授会に報告し了承を得て、全教員に周知する体制をとっている。各学科・専攻においては、これらの審議を経て決定された方針に従い入学者選抜を実施している。

入学者選抜における公正性を担保するための措置として、例えば平成24年度から一般入試の作問に関して全学的な組織体制を敷き、全学的視点に即して出題委員を選出するなどの、新たに合理的枠組みを決め実施している。さらに作問者とは別に査読者を設けて出題ミスの防止に努めている。

また、入学者選抜の実施については、書類審査や面接・試験監督・誘導等がマニュアル化されており、一般入試や推薦入試等規模が大きく複雑な入試に際しては、事前説明会を開くなどして、入学者選抜実施に万全を期すこととしている。

合否判定については、学部長を委員長とし、各学科・専攻から選出された委員で構成される判定委員会において、当該学科・専攻が作成した判定案を審議し、合否の判定を行っている。判定委員会で議決した結果については教授会で報告し、承認を得ている。

大学院においても、入試日程等大学との調整が必要な事項については入学者選抜施策委員会の決定に従い、それ以外の募集方針や入試制度、入学者選抜実施体制の基本的方針については代議員会で決定し、各専攻会議で入試実施に関わる具体的事項を審議している。

なお、入試に関する事務分掌部署はアドミッションオフィス入試グループであり、教員と連携しながら上記各業務を推進する体制を敷いている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

入学者選抜施策委員会及び各学部入試委員会では、試験科目、募集人員、出願資格、実施方法等の入学者選抜の方針について毎年検討し、必要に応じて見直しを行っている。その際入学者の実態が入学者受入方針にどの程度合致しているかを検討する資料の一つとして、アドミッションオフィス入試グループでは、毎年全学生を対象とした資料「追跡調査 入試種別一覧」を作成している。同資料は、各学科・専攻に入学者の入学した学生に関して入学後4年間の毎学年次のGPA（該当年度の年間GPA）を、留年者数、退学者数等とともに、入試種別別に整理した追跡調査資料である。どの入試種別での入学者が入学当初（1年次）のGPAが高いのか、どの入試種別での入学者が在学中にGPAをより高めているのか、あるいは留年者・退学者が少ないのか、また、その年次変化の傾向はどのようなかなどを分析し、入学者受入方針との整合性を検討する材料として活用している。

各学科・専攻ではこうした調査結果や志願状況等を検討し、全教員が入試種別とその入学後の成績との関連についての情報及び問題点を共有することに努め、入試種別ごとの募集人員や出願資格の見直し等の入学者選抜の改善・検討を行っている。

そのような検討結果の一例として、平成24年度から募集人員の見直しが行われている。具体的事例としては、家政学部に関して3学科でAO入試の募集人員増、家政学部食物学科では、公募推薦の募集人員を増やしている。その他、これまでの改善例として、一般入試A方式・B方式における募集人員については、合理的な範囲で人数増加を図り、それぞれの専門分野への取組度の高い学生の確保に努めている。また、AO入試においては、「選考において重視する項目」を公表し、入学者受入方針の公表とともに、各学科・専攻が求める学生像について広く周知している。指定校推薦入試においても、毎年、指定校の在り方について応募状況や高等学校の現状等の検討を行い、見直しを継続的に行っている。

大学院においては、入学者数が少数であるため、学部のように入試種別ごとの分析等は厳密には行っていないが、平成22年度に人間文化研究科の1研究科体制に移行後、入学者選抜制度に関して見直しを行い、その結果として平成24年度から学内選考を、平成25年度から外国人留学生入試を導入するなどしている。また、専攻会議等において入学した学生の履修状況や研究進捗状況等を話し合い、各入試種別で行われる口述試験等の見直しに役立っている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成 22～26 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。(ただし、平成 25 年度に導入された各学部の 3 年次編入については、平成 25～26 年度の 2 年分。)

[学士課程]

- ・ 家政学部 : 1.15 倍
- ・ 家政学部 (3 年次編入) : 0.58 倍
- ・ 文学部 : 1.23 倍
- ・ 文学部 (3 年次編入) : 1.05 倍
- ・ 社会情報学部 : 1.19 倍
- ・ 社会情報学部 (3 年次編入) : 0.14 倍
- ・ 人間関係学部 : 1.21 倍
- ・ 人間関係学部 (3 年次編入) : 0.18 倍
- ・ 比較文化学部 : 1.17 倍
- ・ 比較文化学部 (3 年次編入) : 0.29 倍

[修士課程]

- ・ 人間文化研究科 : 0.75 倍

[博士後期課程]

- ・ 人間文化研究科 : 0.29 倍

文学部を除いて 3 年次編入において入学定員充足率が低い。また、人間文化研究科 (博士後期課程) については入学定員充足率が低い。人間文化研究科 (博士後期課程) における入学定員充足率の低さを改善するために、平成 24 年度から新たに学内選考、平成 25 年度から外国人留学生入試等、多様な入試制度の導入を図っているが、いまだ顕著な改善の効果は表れていない。このほかの対策として、平成 22 年度以降、毎年大学院学生に対するアンケートを行っており、その調査結果を参考にして、平成 26 年度から大学院に係る入学金・授業料等学費の大幅な減額が実施されている。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は多くの学部の 3 年次編入及び博士後期課程を除いて、適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 4 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 毎年、全学生を対象として入試種別ごとに入学後の成績等の追跡調査資料を作成し、入学者選抜の改善に役立っている。

【改善を要する点】

- 多くの学部の 3 年次編入及び博士後期課程において、入学定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
 - 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
 - 5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。
- (大学院課程（専門職学位課程を含む。))
- 5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
 - 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。
 - 5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

学祖・大妻コタカの精神を踏まえて、人間性を重視し、「関係的自立」を図ることができ、その上に専門性を兼ね備えた人材養成を目指し、大学に関わる教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を、次のように定めている。

- 「1. 総合的な人間教育として、深く幅広い知識と教養を修得するために、全学共通科目を設置する
2. 専門職業人として社会で中核的役割を果たすに足る専門的な知識、技術を修得するために、専門科目を設置する
3. 主体的、創造的な問題解決能力の育成及び関係的自立促進のために、少人数及び個別で、双方向性の指導を行う
4. コミュニケーション力強化と国際感覚育成のために、多様な語学教育などを行う」

なお、この方針は平成24年4月に全面的見直しを行ったものである。

この見直しに伴い、各学部・学科・専攻レベルの教育課程の編成・実施方針についても同年9月に全面的に更新し、大学、学部、学科・専攻の順に、より専門領域に特化した内容としている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-1-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

大学、学部、学科・専攻の教育課程の編成・実施方針にのっとり、各学部・学科・専攻では学士養成のために必要な全学共通科目、専門教育科目及び諸課程科目等を、体系的に編成し適切に配置している。

まず、総合的な人間教育として、深く幅広い知識と教養を修得させるという教育課程の編成・実施方針にのっとり、全学部で共通して開講されている全学共通科目は、基礎科目、教養科目、外国語科目の3つの科目群から構成されている。

全学共通科目のうち、特徴ある科目として、基礎科目中の「大妻教養講座」を挙げることができる。この科目は、全新生向けの必修科目であり、初年次教育・自校（建学の理念）教育という位置付けを有している。また、女子大学として、女性の自立する力の育成を目指し、「女性と健康」「ジェンダーと社会生活」「女性史」等の科目を置いている。同じく基礎科目中の「キャリア・デベロップメントプログラム」は、課題解決型（PBL型）の授業である。この授業では、実社会での実態に即した形で自己のキャリアを開発するための基本的な能力（リーダーシップ力、コミュニケーション力、独自性への志向力）を体験を通じて培うことにより、教育課程の編成・実施方針に定める主体的・創造的な問題解決能力の育成及び関係的自立力の育成を図っている。

専門教育科目は、学部・学科・専攻ごとに入門の科目から順次専門性の高い科目を、それぞれの教育課程の編成・実施方針に応じて配当しており、いずれの学部も、学部共通科目と学部・専攻の専門科目から構成されている。

新生が専門領域を学ぶのに必要な導入部分には、多くの学部・学科で、少人数のゼミナール形式の授業や基礎演習科目（例えば、ライフデザイン学科「ライフデザイン基礎演習」等）を配置して必修として課し、学生が専門教育の内容に関心を高め理解を深めることができるよう工夫している。

さらに、4年間の学びについて、全学的に履修モデルを提示し、いずれの学部・学科・専攻においても、年度当初のガイダンス、オリエンテーション時に学年別・クラス別に、クラス指導主任（担任）や教務委員が、体系的履修ができるよう履修指導を行っている。また、各学年における標準履修単位数（その学年までに修得することが望ましい単位数）を定めている。

多くの学部・専攻では、卒業要件単位数に占める全学共通科目の単位数を26～38単位と定めており、総合的な人間教育を目指している。

授与される学位は、家政学部では学士（家政学）、文学部では学士（文学）、社会情報学部では学士（社会情報学）、人間関係学部では学士（人間関係学）、比較文化学部では学士（比較文化学）である。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学士課程における社会的・職業的自立教育が求められている時代背景に即して、実社会のニーズであるコミュニケーション能力や主体性等の基礎的能力の育成を図る試みがなされている。

その一つとして、キャリア教育センター統括の下、キャリア関連科目「キャリア・デベロップメントプログラム」を全学共通科目中に配置している。平成25年度は、多摩市立図書館、民間企業等8つの団体・組織との提携により開講され、平成26年3月にはその成果を披露する合同発表会が開催されている。なお、平成21年度に伊豆市との提携により行われた「キャリア・デベロップメントプログラム」では、同市の観光振興策について企画立案し、同市からは観光振興への寄与が大きいとして平成25年3月に学長に対して感謝状が贈呈されている。

さらに、各学部で学ぶ専門知識に、社会に出てから必要となるマネジメントに関する知識を付加する正課外講座「大妻マネジメントアカデミー」も運営しており、卒業後に広い分野で活躍できる女性の育成を

目指している。「大妻マネジメントアカデミー」については、新聞でとりあげられるなど社会的認知も広がっており、社会人（女性）も聴講生として受け入れている。

平成 22 年度に文部科学省の「大学生の就業力育成支援事業」に「質量両面の就業力向上のためのキャリア教育」が採択され、その後継として平成 24 年度「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に「首都圏に立地する大学における産業界のニーズに対応した教育改善」（幹事校：青山学院大学）が採択されており、当該大学においても、キャリア教育センターを中心に「キャリア学習プログラム」（正課科目「キャリア学習入門」等）及び「学びのマップ・ポートフォリオシステム」として運用することにより、学生のキャリアアップを支援している。

平成 25 年度に発足した地域連携推進センターにおいても、学生の主体性や自立心が身に付く地域連携活動の推進・発展を図ることを目的に、学生グループ（教育・指導のため教職員も加わる。）による地域連携プロジェクト活動の経費を補助している。

短期大学及び高等専門学校卒業生及び他大学等からの編入希望者の要請に応えるために、平成 25 年度入試から、3 年次定員にあらかじめ編入学枠を設け、選考の上、入学を認め、編入学生には各学科・専攻で定める単位認定表により既修得単位を一括認定し、編入後の履修科目等の指導を行い、円滑な学習が可能となるように配慮している。

教育職員免許状取得希望者に対しては、教職総合支援センターが中心となり指導体制をとっているほか、各学科においても情報提供に努めている。

全学的に行われている学生国際交流事業として、国民大学校（韓国）との交換留学や、ブリティッシュ・コロンビア大学（カナダ）、セントジョセフ大学（アメリカ）、マレー州立大学（アメリカ）、梨花女子大学（韓国）等での語学・文化研修があり、単位認定を行っている。このほか、海外ボランティア活動への参加についても単位認定を行っている。

多摩キャンパスでは、他大学、学外組織との連携による単位互換制度を実施している。また、中央大学文学部及び公益社団法人学術・文化・産業ネットワーク多摩との連携により、これら他大学・学外組織で受講した講義・講座の単位を、一定の範囲内で卒業要件単位に含めることが可能である。

学部として実施している事例として、文学部及び比較文化学部では、オーストラリア、中国等への留学制度を設け、単位認定を行うとともに、成績優秀な学生には選考の上、留学期間中の奨学金を支給している。社会情報学部では、学生が IT パスポート試験や基本情報技術者試験に合格した場合、本人の申請により、専門教育科目の単位として認定する制度を設け、これらに対する課外受験対策講座の開設と合わせ、情報分野の資格取得を目指す学生を支援している。

学科・専攻単位では、例えば、家政学部ライフデザイン学科では、現実的体験が不足している学生のニーズに合わせて、「感性教育実習」「グリーンツーリズム体験」等の体験型実習を開講している。

学術の発展的動向の授業への反映は、ゼミナールや卒業研究等を通じて日常的に行われているほか、通常の授業においても毎年の授業内容の改定時にとりこまれている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

開講科目に占める授業形態（講義、演習、実験・実習・実技の 3 区分）の割合は、学部の特性、全学共通科目と専門科目の違いを反映し様々であるが、全学共通科目の外国語科目はすべて演習科目となってい

る。専門科目に関しては学部により、講義科目 28～39%、演習科目 40～72%、実験・実習・実技科目 0～21%と幅があるが、全体としては講義科目に偏ることなくバランスがとれている。

クラスサイズについては、専門教育科目の場合、いずれの学部も受講者数 20 人以下の授業の比率が 30～60%を占めており、少人数クラスによる授業が展開されている。全学共通科目（補習・基礎・教養）については、平均的なクラスサイズは大きくなり、150 人を上回る授業の比率が 12%を占めている。全学共通科目について、多摩キャンパスの 3 学部では、通常の講義科目に関して受講希望者の上限を原則 200 人としている。ただし、全学共通の必修英語科目は、最大 30 人上限を想定して開講している。

全学共通科目のうち、初年次教育・自校教育用の科目として設定されている「大妻教養講座」や、自己キャリア開発を支援する科目「キャリア・デベロップメントプログラム」等において、授業内容に応じた適切な学習指導法を採用している。

専門科目に関しても、学部・学科の特質に応じて各種工夫をとり入れている。

全学的に、授業の効率を高め学生の予習・復習を推進する目的で、平成 25 年度からクラウド型の学習支援システムを導入している。また、履修者数が 25 人を超える演習、実験・実習等の科目では、TA制度を導入し、学生の質問への対応や指導の補助が行われている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-2② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて 35 週確保されており、各授業科目の授業を行う期間は、試験等の期間を除いて 15 週確保されている。

学生が授業以外の自主的学習のための学習時間を確保し単位の実質化が図れるように、学科・専攻別に、学年ごとの「履修登録単位数」に 42～56 単位の範囲内で上限を設けている。

履修登録単位数の上限については、前年度の GPA が一定基準 (3.0) を超えた場合は上限値の上乗せを認め、逆に 1.5 未満の場合は学習指導の必要上減じることが可能としている。GPA は、成績優秀者を表彰するコタカ奨励賞（各クラス 1 人）や卒業生代表の選考にも用いられており、学生の自主的学習意欲の向上に資する役割を果たしている。

全学における学生の年間単位修得状況によると、特に 2 年次において 51 単位以上の修得者が 17.3%おり、修得単位数の多さが目立っている。その一つの背景として、資格取得に関連して、諸課程科目を履修する学生も多く、その分修得単位数が増えざるを得ない事情がある。一方では、30 単位以下の修得者が、1 年次で 4.6%、2 年次で 8.0%おり、その対策が望まれる。

全学的にクラス指導主任制度を採用しており、各学生の学修状況を把握し個別学習支援に努め、また、各教員はオフィスアワーを設定して学生の相談に応じる体制を整えている。

各学期の成績は、クラス指導主任から（3 年次以上ではゼミナール指導教員を通じてという学科もある。）学生に直接渡し、必要に応じて個人面談や履修指導を行っている。学業成績通知書は学生の保証人宛てにも送付され、また随時インターネットを通じての確認が可能であるなど、大学と保証人との連携の緊密化に努め、学生の自主的学習が進むよう支援している。

「卒業論文」（「卒業研究」「卒業制作」を含む、以下同じ。）では、指導教員の指導の下で課題に取り組んでおり、最終的には口頭試問・卒業論文発表会等を経ることにより、大学での学習の総決算としての単位の実質化を図っている。

学生の自主的学習時間の量的確保の面では課題が残っている。全学生を対象とした「授業に関するアン

ケート」の結果によると、「この授業のために毎回予習・復習合わせてどの程度自習しましたか」という設問に対し、5点（3時間以上）、4点（2時間以上）、3点（1時間以上）、2点（1時間未満）、1点（していない）という配点で、講義科目の平均は1.85点である。また、学習面を含む学生の実態、意識、動向、ニーズ等を把握し大学としてその要望に応えることを目的に、全クラスから各10人程度の学生を対象にして、学生支援センター（事務部門）が毎年実施している学生生活実態調査によれば、授業の予習・復習を「日常している」は8.5%に過ぎず、「ときどきしている」を合わせても45.8%である。「日常している」「ときどきしている」学生の1週間の予習・復習時間については、3時間以内との回答が83.7%となっており、自主的学習時間が不足しており改善が望まれる。この対策として、履修登録単位数の上限設定、学習支援システムやアクティブ・ラーニングの導入等を行っている。

これらのことから、自主的学習時間確保に十分な成果を上げているとはいえないものの、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは、全学的に統一した書式で全科目について作成されており、入学時にCD-ROM版が配布されるほか、ウェブサイト上に公開されている。

記載内容は、授業のねらい、授業内容とスケジュール、評価の方法及び基準、教科書・参考書、その他（注意事項等）、受講生への連絡の各項目から構成されている。

履修登録の際には、学生はこのシラバスを基に科目選択をしており、重要な情報源となっている。特に学生専用のウェブ履修登録システムにおいては、時間割上の科目名をクリックすると、シラバスにアクセスできる仕組みとなっていて利便性がよく、履修登録時における利用頻度は高い。

また、シラバスは、授業担当者が自由に随時更新でき、内容の修正や学生への連絡用（毎回の授業への備えなど）に使用可能となっており、学生には、ガイダンス時や授業を通じて常時閲覧するよう指導している。

しかし、教員側が予習復習課題等の情報掲載に積極的でないこともあり、学生が履修登録時を除いた学期中に学習のための指針としてシラバスを利用する頻度は低い。このことは、全学的な授業に関するアンケートの結果にも現れている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、履修科目の選択の際等に利用されていると判断する。

5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

履修ガイド上で、「前学期のGPAが、1.5未満となった学生に対しては、クラス指導主任による助言を行い、別途指導を行い、必要に応じて保証人（保護者）と面談する。」という方針を明示しており、組織的に基礎学力不足の学生への指導を行っている。

学部・学科により具体的手順に違いはあるが、例えば、文学部では、各学年の学期末には、クラス指導主任が個々の学生のGPAの点数を確認し、その点数が著しく低く基礎学力が特に不足していると判断される学生に対しては、オフィスアワーの時間帯を利用するなどして指導を行うようにしている。特に欠席の多い学生に関しては、その欠席の原因が那邊にあるのか注意して確認し、状況に応じて学生相談センターや授業担当者・保証人とも連絡を取って対応している。他の学部においても同様な指導を行っている。

また、履修単位不足の学生に対しては、前年度の3月末に教務委員による履修指導を行っているが、成績不振の理由によっては、学生相談室のカウンセラーの手助けを仰ぐこともある。

最近の全体的な学生の基礎学力の低下に対しては、主に学科単位で、各種対策を実施している。例えば、

社会情報学部情報デザイン専攻では、基礎的な数学について通信教育により入学前補習を行っており、その学習の効果が出ていることが判明している。

また、人間関係学部人間福祉学科では、AO入試や推薦入試等で合格した者のうち希望者に対して、入学までの期間を利用して通信教育により日本語表現を中心とした基礎学力の補習を行っており、平成 24 年度入学予定者の 81%、平成 25 年度入学予定者の 74%がその機会を利用している。

入学直後の対策として、多くの学科・専攻でとり入れているのが 1 年次生用のいわゆる基礎ゼミであり、専門科目への導入としての役割とそれに必要な基礎学力の不足を補う役割を果たしている。

家政学部食物学科では入学直後に生物学や化学の試験を実施し、その結果を踏まえて基礎学力不足者には、1 年次に開講される「基礎生物学」「化学 I・II」を受講させて、学科として学力の向上を図っている。

能力別授業への配慮も行っており、文学部英文学科では、入学時に英語基礎学力テスト、入学時及び 2 年次への進級時に TOE I C テストを行い、その結果に基づいて到達度別クラス編成や、到達度に応じた難易度の異なる教科書を使用するなどの対策を講じている。また、社会情報学部情報デザイン専攻では、上述の入学前補習に加えて、平成 26 年度からはプレースメント・テストを実施し、到達度別に 3 クラスの編成にするなど、基礎学力不足の学生への配慮を行っている。

演習、実験・実習、情報系の授業科目では、TA 等の授業補助者を配置し、理解の困難な学生に対する指導等を行っている。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

学士課程全体に関わる学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）についても平成 24 年度に見直しを行い、豊かな教養と思いやりの心を持ち合わせた真に自立した女性を育成することをミッションとするとし、「その実現に向け以下の能力を身につけ、所定の単位を修得した学生には、卒業を認定し、学士の学位を授与する。

1. 社会の全体像を理解できる深く幅広い知識と教養を修得し、変化する 21 世紀の社会環境に対して、新たな課題を見だし主体性、創造性を持って問題を解決していく能力
2. 他者との支え合いの中で作られていく個々人の自己決定性（関係的自立）を身につけ、社会の構成員としての自覚を持って、修得した知識と技術を積極的に活用していく能力
3. 関係的自立の確立過程で培ったコミュニケーション力を駆使し、グローバル化した社会において、自己の未来を切り開いていく能力
4. 講義、演習、卒業論文等の作成を通して学部、学科、専攻の専門的知識・技術を修得し、社会集団

において中核的・指導的な役割を果たしていく能力」

と定めている。

学士号の認定には、教育理念の柱である「関係的自立」を図ることのできるものが求められており、また学位授与方針は入学者受入方針及び教育課程の編成・実施方針と有機的に相関する内容となっている。

学部・学科・専攻レベルでも、大学の学位授与方針を受けて、学位授与に当たり求められる能力をそれぞれの専門性を踏まえて定めている。例えば、文学部の学位授与方針は次のとおりである。

「卒業までに、以下に述べる能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生は、卒業が認定されます。

1. 日本語・英語あるいは中国語に関する深く広い知識と、その言語を駆使した実践力によるコミュニケーション能力。
2. 上記各言語使用圏の国々の、文学・歴史・社会・文化に対する知識と理解を核としつつ、グローバルな視点を持ち社会に貢献する能力。
3. 上記各言語の「ことば」としての意味・機能の探求を通して、その奥にある幅広い人間性への関心を深め、自身が生きる精神的核を形成する能力。」

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

学則第 11 条に、「学生が授業科目を履修した場合は試験を行い、合格者に対しては単位を与える」と定められている。成績の評価基準は試験に関する内規により、S (100~90 点)、A (89~80 点)、B (79~70 点)、C (69~60 点)、D (59 点以下、不合格) に区分されており、試験に関する諸注意事項とともに履修ガイドに明記されている。その内容については、各学部・学科ごとに新学期のガイダンス (オリエンテーション) 等を通じて学生への周知を図っている。

これに加えて、試験に関する内規により、成績評価のための試験として、「問題用紙による試験のほか、論文、または、レポート提出をもって試験に代えることがある。なお、科目によっては平常の学業成績をもって代えることがある」となっており、一般的には、定期試験、授業時の小テストやレポート等により評価している。

各授業科目における成績評価の具体的方法と基準はシラバス上に記載されており、担当教員が授業科目の特性を活かして、どのような視点で何を重視しているかを受講学生があらかじめ理解できるよう配慮している。

なお、出席に関しては、「授業への出席が授業回数の 3 分の 2 に満たない場合、授業への出席回数不足で成績評価を受ける資格がないため試験を受けることができず、単位の修得ができない」としている。

また、成績評価については GPA 制度を導入している。GPA は、履修登録時の上限単位数を増減する、早期卒業を認める、GPA の優秀な者を表彰するなどの際の重要な判断基準として活用されている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

授業担当者は、学則等に定めた成績評価基準に従って成績評価を行い、所定期日までに教務システムによりウェブサイト上で提出することとなっている。年度初めには成績評価に関する基準やガイドラインが掲載されている「教務関係ご案内」を、毎学期の成績評価時には「成績登録を行う際の注意事項」「採点に

ついて」を担当事務部署（教育支援グループ）が非常勤講師を含むすべての教員宛に配布し、情報の共有化と成績評価の客観性の担保を図っている。

「卒業論文」については、多くの学科・専攻においてその提出に先立ち論文等の評価基準の確認を行うとともに、複数教員による審査・評価体制をとることにより、審査の客観性と厳格性を担保するように配慮している。また、学科単位での卒業論文発表会を開催するなどにより、教員集団によって成績評価の公正性を保つよう工夫している。

成績内容に疑義がある場合、学生による成績評価確認の申立てを認めており、成績評価の客観性・厳格性・正確性を担保する組織的措置として機能している。平成25年度の申立て件数は55件であった。

平成25年度の学部別成績評価の分布（各授業科目の成績評価の割合）によると、「S評価とA評価の和」が全評価に占める割合は、大学全体では49.8%となっていた。50%を超える「S評価とA評価の和」は高すぎるとの見方が強く、全学教務委員会（当時）において検討が行われ、その結果平成25年1月に「成績評価のガイドライン」を制定し、「S評価を10%以下」「S評価とA評価を合わせて50%以下」とすることを目安として、平成26年度から実施している。

成績評価の公平性については、科目間、あるいは同一科目の担当者間で大きな違いがないかなどについて、授業担当者間や教務委員会、FD委員会等で随時協議されており、当該科目の教育目標に従って評価の基準を定め、授業担当者間の周知を経て、評価に大きな相違が生じないようにする努力が進められている。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

学位授与方針は大学・学部・学科・専攻の各レベルで制定されており、各学部・学科・専攻では、その方針に沿って教育課程が編成されている。学則第12条には、「本学に4年以上在学し、第4条に定める授業科目（記載省略）及び第7条に定める単位数（記載省略）を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する」と定めている。

各学部・学科・専攻に関わる具体的な卒業認定基準は、履修ガイド上で「卒業するために必要な要件」として明示されており、ウェブサイト上でも閲覧可能であると同時に、年度当初のガイダンス、オリエンテーションにおいても学生に説明し周知に努めている。

卒業認定については、各学部の教務委員会で個人別の履修状況に基づき単位認定と卒業認定等の審議を行い、その結果を教授会において最終判定している。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

人間文化研究科では、各課程の教育課程の編成・実施方針を以下のように定めている。

「1. 修士課程では、学士課程で得た成果をより幅広く発展させ、深い学識と人格を涵養するとともに、新しい専門的な知識と技術を批判的に修得して、自己の専門分野における研究能力と高度な職業能力を養うための教育・研究指導を行う。

2. 博士後期課程では、修士課程での成果をさらに深化発展させ、より高度な専門的知識・技術を駆使して、広く人間の生活と文化全般に関わる諸問題を真摯に追求し、自立した研究活動の成果を挙げることができる人材養成のための教育・研究指導を行う。」

上記の研究科に関わる方針を受けて、各専攻においても、教育課程の編成・実施方針を定めている。これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

修士課程では、各専攻の定める教育課程の編成・実施方針に基づき、各専攻の教育課程を以下のとおり編成している。

人間生活科学専攻（授与される学位は修士（生活科学））では、健康・栄養科学、生活環境学、児童発達臨床学の3専修を配置し、基礎科目のほかそれぞれの専修の目標に即した科目と3専修共通の関連科目（講義、演習、実験科目）を置き、幅広い教養と基礎学力の上に生活科学に関する専門的能力を修得できるようにしており、教育職員（専修）免許状の取得にも役立てている。

言語文化学専攻（授与される学位は修士（文学））では、日本文学、英語文学・英語教育、国際文化の3専修を配置し、日本と英語圏の文学と言語を中心とした領域及び東アジアやヨーロッパに至る文化領域に関わる教育課程を編成し、豊かな文学・文化の素養と広い視野に立った研究能力を養っている。

現代社会研究専攻（授与される学位は修士（社会学））では、情報コミュニケーション、臨床社会学の2つの専修を配置し、高度情報社会に必要なコミュニケーション能力、実践的な情報分析力及び情報活用能力を培っている。臨床社会学専攻では、他者支援のための臨床能力を培うとともに、専門社会調査士資格を取得する教育課程を編成している。

臨床心理学専攻（授与される学位は修士（心理学））では、日本臨床心理士資格認定協会から第一種臨床心理士受験資格認定校として指定を受けており、臨床心理士に必要な理論・技法を修得し、科学的思考と臨床的な態度を身に付け、社会的場面に直接介入できる専門家を養成する科目を設置している。

博士後期課程においては、人間生活科学専攻（授与される学位は博士（生活科学））では、16の講義科目を4つの専修（生活人間学、臨床人間学、生活計画学、生活素材学）に配置し、生活の主体である人間と生活に関する諸側面について、体系的な研究を行うことが可能な教育課程を編成している。

また、言語文化学専攻（授与される学位は博士（文学））では、日本文学、英語文学・英語教育、国際文化の3つの専修の全科目を講義又は演習科目として設定し、各専門領域で研究者として自立できるだけの専門知識と研究手法を学び、研究遂行能力を修得させる教育課程としている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

教育課程の編成においては、学生のニーズに応じて少人数授業で行っており、また、各教員の専門領域における最近の研究成果や学術の動向を授業にとり入れ、学生がそれらを授業から直接学習できるように配慮している。

博士後期課程では、博士論文の高度な専門性を重視し、最新の研究成果を用いて研究者としての能力を養うために必要な専門性の高い授業内容としている。

大妻女子大学

修士課程では、全専攻共通の基礎科目として、「Developing critical thinking skills」及び「Critical reading and writing」の2科目を配置して、論理的思考力・分析力・展開力の育成という現代社会の要請に応えた授業展開を図っている。この両科目における使用言語と配布資料はすべて英語であり、英語力の強化にも資している。また、社会人学生の学びやすさを支援するために、長期履修学生制度や入学前の科目等履修制度をとり入れている。

学生のニーズに対しては、他専攻の科目履修も可能となるよう配慮している。

各専攻レベルにおいても以下のような配慮がされている。

現代社会研究専攻では、23 大学院各研究科が参加する大学院社会学分野の単位互換制度に関する協定に加盟しており、学生に多様な学習機会を提供するとともに、他大学院との相互交流を求める社会的要請に応えている。

また、同専攻の臨床社会学専修では、女子大学として現代社会における人間存在への洞察を深めるべく、「ジェンダーの社会学」や「ジェンダーと医療」等のジェンダー関連科目を開講している。

言語文化学専攻では、平成 25 年度は「アジア文化演習（中国）」や「国際関係論」等一部の授業科目について、千代田と多摩の両キャンパスにおいて同一科目を開講することにより、受講の利便性を図っている。また、同専攻の英語文学・英語教育専修内にある英語教育分野では、小学校・中学校・高等学校の現職教員のニーズに応えるために、勤務を継続しながら受講できるよう、夜間の開講等柔軟性のある時間割を提供している。

臨床心理学専攻では、在学中の研究指導、臨床指導はもちろんのこと、専門家として自立できるように、課程修了生が同専攻の実習施設である心理相談センターにおいて、さらに研究員等としての研修を重ねることができるよう配慮している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

開講科目の授業形態は、少人数授業、対話・討論型授業、英語による授業、実験を主体とする授業等、科目の内実に応じて多様なスタイルで行っている。

修士課程各専攻の特性に応じて、講義、演習、実験・実習のバランスに工夫を凝らしており、特に言語文化学専攻では、演習による学習が重視されている。

修士課程では、各専攻とも専門分野について深く学ぶことを希望する者には関連科目の系統的履修を、また広い範囲の学習を希望する者には他専攻科目も含む履修等を、ガイダンス時に学習指導している。

人間生活科学専攻では人間生活文化研究所及び児童臨床研究センター、臨床心理学専攻では心理相談センター等の学内附属施設で、それぞれ実践の現場における学習が行われており、学外の病院や児童関連施設等における現場実習とともに、学習指導の一環として機能している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて 35 週確保されており、各授業科目の授業を行う期間は、試験等の期間を除いて 15 週確保されている。

大学院の授業は少人数で行われ、評価は平常点、レポート点によるものが多い。また、対話形式の演習においては予習が欠かせないことから、演習、実験・実習科目を多く配置し、単位の実質化に努めている。さらに、学生ごとに定められる指導教員は、大学院学則第7条の2により、学生の履修すべき授業科目の選択についてあらかじめ指導を行うことが義務付けられており、副指導教員とも連携しながら、各学生の受講・学習状況を把握することにより、過重な履習に陥ることなく学習・研究が進行し、単位の実質化に結び付くよう配慮されている。

社会人学生に対しては、科目によっては昼夜2回の開講、土曜日開講、電子メールによる質疑応答、レポート課題等の多様な対応により、単位の実質化に努めている。

しかしながら、学生の授業外学習時間についての検証は行われておらず、今後、組織的な検証の実施が望まれる。

これらのことから、単位の実質化への配慮がおおむねなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは、科目ごとに、授業（研究指導）の目的・方法、授業（研究指導）の計画、評価の方法及び基準、教科書・参考書、その他（注意事項等）、受講生への連絡の欄に分けて記載されており、学生が当該科目の概要をあらかじめ把握できるようになっている。また、新入生は入学時に、在生は年度初めの履修ガイダンス時に冊子で配布され、またウェブサイト上でも自由に閲覧可能であり、授業内容を学内外から検索するなどにより履修登録に活用できる。

大学院FD活動の一環として毎年行っている学生対象のアンケート「大学院の研究・教育に関する意見の収集」の結果によると、「授業はシラバスどおり進められた。とてもたくさんの知識を得ることができた」等、実際にシラバスを参照しているコメントも記載されており、授業の進行状況を確認することにも利用されている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、履修科目の選択の際や学習時の参考に利用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

修士課程については、大学院学則第7条の2により、「授業科目の履修及び学位論文作成等の指導を行うため、各学生ごとに指導教員及び副指導教員を定める」と規定し、また博士後期課程については、大学院学則第7条の3により、「各学生ごとに、その研究課題に対応して、それぞれ専門を異にする3名以上の

教員（指導教員1名、副指導教員2名以上）からなる研究指導チームを組織し、多角的、総合的な研究を促進させるものとする」と規定している。このような複数指導教員体制をとることにより、多面的な視点や総合的な視点からの研究指導を行っている。

学生は、研究テーマに即した研究計画を定めるため指導教員と話し合っ、各年度の6月末までに、研究計画書・研究指導計画書を専攻主任に提出している。

修士課程については、2年次の5月に、修士論文の研究内容と進捗状態を発表するために、研究科全体で研究計画発表会を行い、さらに、在学中に専門学会等で発表するように学生を指導している。最終的には、公開で行われる修士論文発表会あるいは博士論文発表会において、研究成果を披露している。

研究倫理に係る指導については、日常の研究室活動によって行っている。「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定）を受けて、今後組織としての指導法の検討を行うこととしている。

これらのことから、大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

大学院の学位授与方針は、課程ごとに以下のとおりに定められている。

「大妻女子大学大学院は、人間の生活と文化全般に関して、広い視野と学際的・総合的視点に基づいた研究を行い、今後の社会活動ないし研究活動に貢献できる以下のような能力を修得した者に、修士の学位、ないしは、博士の学位を授与する。

1. 修士課程においては、自己の専門分野における幅広くかつ深い知識と技能を持ち、21世紀の社会において指導的な役割を果たすことのできる優れた能力を修得した者。
2. 博士後期課程においては、自己の専門分野における自立的な研究活動の能力を持ち、21世紀の社会において中核的・指導的な役割を果たすことのできる優れた能力を修得した者。
3. 修士課程、博士後期課程いずれも、研究科の定める在学期間と単位数を満たし、修士論文、ないしは、博士論文の審査及び最終試験に合格した者。」

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

大学院学則により、単位の認定は試験によると定め、成績評価は、S（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）及びD（59点以下）をもってこれを表し、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とすると定めている。また、各授業科目の成績評価の基準も明示して、その組織的な運用を図っている。学生には、単位認定及び成績評価に関して、大学院要覧やウェブサイト上で周知するとともに、履修ガイダンス時にも確認・指導を行っている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置は、学部で制定された「成績評価に関する

ガイドライン」に従い、S評価を評価対象者の10%以内、SとAの合計が50%以内に留めることを目安としている。重視する評価項目は、シラバスに提示し透明性を担保している。授業は、演習、発表形式が多いため、好ましい回答例や劣る点について、その都度提示することでフィードバックし、客観性の確保に努めている。

学生が成績評価に対する疑問がある場合には、教育支援グループの事務職員に相談することとなっている。

学生対象のアンケート「大学院の研究・教育に関する意見の収集」において、「大学院としての授業の水準」「研究指導・論文指導のあり方」「その他の意見・希望」等の項目で学生の意見を聴取した範囲では、過去4年間(平成22～25年度)のアンケート結果では、成績評価に直接関わる問題点の指摘は見られない。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

学位授与方針の趣旨を踏まえた論文審査に係る審査体制等については、大学院学則、学位規程、大学院修士論文審査及び最終試験取扱内規、大学院博士論文審査及び最終試験取扱内規等に明確に定められている。なお、書面調査の時点では、学位論文の評価基準は明文化されていなかったが、平成26年12月に明文化され、平成27年2月にウェブサイトで公表されている。

これら各種規程が掲載されている大学院要覧を新入生ガイダンスで配布して、論文提出の準備及び提出物、提出方法、論文審査委員、論文発表会、最終試験、課程修了の認定、学位授与等について、学生への周知を図っている。その内容をコンパクトにまとめた概要も、併せて大学院要覧に掲載されている。

論文審査体制の主要点は以下のとおりである。なお、修士論文審査・博士論文審査等は年間スケジュールを決めて行われる。

「修士の学位

1. 修士論文の審査および最終試験は、研究科委員会の選出した修士論文審査委員会が行う。審査委員のうち、指導教員を主査、2名を副査とする。
2. 修士論文審査の一環として、公開で開催する修士論文発表会で、修士論文の内容を説明し、出席者との間で質疑応答を行う。
3. 最終試験は、修士論文の審査に合格した者に、修士論文及びこれに関連のある研究領域について口述によって行う。」

「博士の学位

1. 博士論文の審査を申請しようとする者は、その申請の可否についての予備審査を受けなければならない。予備審査委員会は指導教員を含めた専攻内の専任教員3名の予備審査委員で組織する。
2. 博士論文審査、最終試験及び学力の確認は、研究科委員会が選出した博士論文審査委員会が行う。審査委員のうち、指導教員を主査、2名を副査とする。
3. 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ博士論文の審査に合格した者に、博士論文審査の一環として、博士論文発表会を公開で開催し、博士論文及び関連する研究領域について口述によって行う。」

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策

大妻女子大学

定され、学生に周知されており、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 女性の自立する力の育成を目指した「大妻教養講座」等の科目の開講、企業等との連携による課題解決型授業の実施、社会人女性を受け入れながら実施している大妻マネジメントアカデミー等、女子大学としてのキャリア教育の充実を図っている。
- 平成 22 年度に文部科学省の「大学生の就業力育成支援事業」に「質量両面の就業力向上のためのキャリア教育」が採択され、その後継として平成 24 年度の「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に「首都圏に立地する大学における産業界のニーズに対応した教育改善」（幹事校：青山学院大学）が採択されており、当該大学においても、「キャリア学習プログラム」及び「学びのマップ・ポートフォリオシステム」として運用し、学生のキャリアアップを支援している。

【更なる向上が期待される点】

- 「成績評価に関するガイドライン」を制定し、成績評価の恣意性を排除し、公平性を確保するため、評価の比率の目安を定め、平成 26 年度から施行しており、その成果が期待される。

基準6 学習成果

- 6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

平成17～21年度入学生の標準修業年限内の卒業率は、大学全体として89.7～91.7%であり、平成15～19年度入学生の標準修業年限×1.5年内の卒業率は92.0～93.8%である。

4年次履修の「卒業論文」は全学的に必修となっており（ただし、家政学部被服学科は選択必修、同食物学科管理栄養士専攻は選択）、学士課程の学習成果を確認する場となっている。多くの学科・専攻で卒業論文発表会を行い、要旨集も発行して研究成果を公にしている。

資格取得に関しては、所属する学部・学科・専攻の専門性に関係する資格を取得し、自分のキャリアに活かしている者も多い。特に、家政学部被服学科において、毎年30人以上（平成21年度から25年度の5年間では合計188人）の1級衣料管理士資格取得者を輩出している点については、平成23年度に日本衣料管理協会から表彰を受けている。また、同学部食物学科の管理栄養士国家試験合格率は、毎年90%台を維持している（平成25年度新卒者全国平均91.2%）。人間関係学部に関わる平成25年度の国家試験合格率は、社会福祉士37.3%（全国平均41.7%）、精神保健福祉士100.0%（全国平均65.9%）である。

平成25年度の退学率は1.6%（大学全体の退学者数109人）であり、他の私立大学と比べても特に高くない。ただ退学の理由として「一身上の都合」が89人で圧倒的に多く、「一身上の都合」の中では「修学意欲の低下」がその3分の2近くを占めており、当該大学では、入学者の受入及び教育課程の編成・実施面における今後の検討課題としている。

修士課程に係る標準履修年限内の修了率については、平成22年度から24年度までの3年間の入学者の平均で72.0%となっている。博士後期課程の標準修業年限内修了率は、平成22・23年度の2年間で25.0%である。

修士論文の質の向上と学生同士の相互交流を目的として、毎年2月に修士課程修了予定者による修士論文発表会（全専攻の合同）を開催しており、すべての修士論文の概要は、附属施設である人間生活文化研究所が刊行するオンラインジャーナル『人間生活文化研究』に掲載し、同ジャーナルは総合学術電子ジャーナルサイトに搭載されている。

さらに、人間生活文化研究所では、大学院学生が、学内外の研究者と協働することにより、研究の幅を広げ新たな価値を見いだすことを支援するために、企業の支援の下に「大学院協賛企業助成」（平成26年度から「大学院生研究助成」）の制度を設け、学生から課題を募っている。平成25年度は14件の研究課題が採択されている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

学生による授業に関するアンケート（授業評価）を、全学統一の書式で前期・後期の各学期終了前に行い、学習満足度及び学習成果について調べており、その結果は『平成25年度大妻女子大学ファカルティ・ディベロップメント活動報告書』にまとめている。「総合的な印象」は大学全体の平均で4.2点（5段階評価）であり、すべての学部でも4.0点以上と満足度は総じて高い。「この授業によって、新しいものの見方ができるようになった」との設問に対する回答は大学全体の平均で3.9点である。

そのほかに、社会情報学部では、毎年卒業を目前に控えた4年次生全員を対象として、4年間の学業及び学生生活に関する調査を行っている。「カリキュラムの充実度」及び「授業に対する満足度」のいずれに関しても、「とても充実（満足）」「まあ充実（満足）」を合わせると63～65%程度となっている。家政学部でも平成24年度に卒業直前の学生を対象に「家政学部教育に関する卒業アンケート」を実施している。最高点を4、最低を1とする4段階の評価点で、学習成果に係る設問では、平均点が3.0～3.4と中間値2.5を上回っている。

「大学院の研究・教育に関する意見の収集」（全大学院学生対象）について、平成25年度に実施したFDアンケート結果では、学習成果に関連する「シラバスに記載された到達目標に示された知識や能力を獲得できた」「授業の水準や範囲は大学院の授業として適切であった」「研究指導や論文指導の在り方について適切であった」等の5つの設問について、全平均（3.8～4.3）の平均値が4.0であった（5段階評価）。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

平成25年度卒業生1,632人のうち就職希望者は1,426人で、その内1,312人（平成26年5月1日現在）が就職し、92.0%（卒業者数に対する就職率としては80.4%）の就職率を達成しており、過去5年間86.7～92.0%の就職率を維持している。就職者の職種別内訳（平成26年5月1日現在）では、事務職が最多で37.3%、営業14.6%、販売12.8%の順である。

教育職員免許状については、平成25年度卒業生のうち教育職員免許状を取得した者は205人であり、うち実際に教職に就いた者は72人（小学校教諭・幼稚園教諭を含む。）である。

平成25年度卒業生のうち進学者は41人（大学院22人、大学編入1人、専門学校17人、海外語学研修1人）、大学院進学率は1.3%である。

大学院課程については、人間生活科学専攻や言語文化学専攻では研究機関や博士後期課程進学等、専門性を活かした進路が多い。また、臨床心理学専攻は、日本臨床心理士資格認定協会の第一種指定大学院であり、修了者のほとんどが臨床心理士、相談員、カウンセラー等専門性を活かした仕事に従事している。就職率（就職者数／就職希望者数）については、平成23年度以降順調な伸びを見せており、平成25年度修了生で85.7%となっている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

当該大学から委託して大妻コタカ記念会（同窓会）が平成20～23年度の卒業生8,778人を対象に、母校評価のアンケートを平成24年9月から10月に実施している。回収率が2.3%と非常に低く205件の有効回収数ではあるが、最近の卒業生が母校をどのように評価しているかをうかがうことはできる。

「母校で学んだことや体験したことが実社会でどの程度役立っているか」の設問について、「教養科目（全学共通科目）」等の4項目で50%以上の卒業生が肯定的回答（「役に立っている」と「どちらかといえば役に立っている」の合計）をしている。この設問で肯定的回答をした人に、「役立っている理由」を複数回答で尋ねたところ、最も多いのは「職場などチームの中で協力して仕事をする能力」の17.5%（回答者の約35%に相当）であり、次いで「直接大学で学んだ専門知識等を必要とする職場で働いている」「同窓生や教員とのつながり」となっている。上記のうち最も多くの卒業生が掲げた理由「職場などチームの中で協力して仕事をする能力」は、職場等の他者との関係の中で自らの力を発揮できる能力を意味しており、当該大学が掲げている教育理念「関係的自立」そのものといえ、この点においては在学中の学習成果が卒業後の実社会で役立っていることを裏付けている。

就職支援センター（事務部門）が毎年行っている企業宛ての「卒業生等に関するアンケート」結果（平成25年度236社に依頼・118社から回答）を見ると、企業内における当該大学の卒業生に対する印象としては、「まじめ」が83社でトップを占め、以下「社交的」「堅実」「根気がある」「行動的」等が続いている。

大学院課程に関しては、例えば、臨床心理学専攻において、修了生との継続的な合同研究会が持たれており、社会に出ている修了生からの意見聴取、教育・研究成果の報告、さらに、現役生と修了生との直接の意見交換が行なわれている。また、人間生活科学専攻の児童発達臨床専修では、毎年「子育て支援無料相談会&公開講演会」を催しており、修了生との交流の場としても機能している。言語文化学専攻においても、修了生が、学内学会等に参加しており、教員や在學生と様々な情報交換をしている。これらから、修了生がその専門性の活用及び向上に関心を抱いていることがうかがえる。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教育職員免許状、図書館司書、博物館学芸員をはじめ、衣料管理士、管理栄養士、精神保健福祉士等の専門性に直結する資格を多くの学生が取得し、卒業後のキャリアに活かしており、特に1級衣料管理士資格取得者は毎年30人以上にのぼり、平成23年度に日本衣料管理協会から表彰を受けている。
- 全大学院学生による合同の修士論文発表会の開催、人間文化研究所による大学院学生に対する研究助成制度の導入等、学位論文の質を維持するための方策が一定の成果を得ている。

基準7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
- 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

当該大学は、千代田キャンパス、狭山台キャンパス、多摩キャンパスの3つの主要キャンパスを有し、その校地面積は千代田キャンパスが14,500.13㎡、狭山台キャンパスが98,602.00㎡、多摩キャンパスが83,802.00㎡である。また、各キャンパスの校舎等の施設面積は、計86,824.26㎡であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

バリアフリー化については、エレベーター、多目的トイレ、自動ドアを設置するとともに車いすを用意している。

施設における耐震化については、I s値（構造耐震指標）0.6以上の耐震性を確保している。背の高い家具・什器類、薬品についての備えや、エレベーター内での閉じ込め時対策も行っている。また、震災後の避難者等に対応するための備蓄品の準備をはじめとする対策を講じている。

安全・防犯面への配慮については、すべてのキャンパス、寄宿舍で、外灯や防犯カメラを設置するとともに、必要各所にセンサー類を設置するほか、防犯フィルムを貼付するなどしている。また、建物ごとに機械警備を設置しているほか、夜間・深夜時間帯も警備員を配置している。

毎年全学的に実施している学生生活実態調査により、学生のニーズを把握している。

なお、現在の千代田、狭山台、多摩の3つにまたがる大学キャンパスは、様々な面で不便さ・効率の悪さがあるとの判断から、平成27年度からは実質的に千代田と多摩の2キャンパス制に移行予定である。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

情報処理関連の授業実践、AV教材を活用した授業実践のため、各キャンパスにパソコンやAV機器を整備している。

これ以外に情報処理機器を備えた自主的学習用の場も確保されている。

情報処理教室の授業による稼働率は高く、多摩キャンパスの場合、全情報処理教室の平均稼働率は53.5%であり、有効に活用されていることが分かる。

また、千代田及び多摩キャンパスの一部視聴覚教室には、両キャンパスをつなぐ授業ができるよう、遠隔授業（双方向通信）システムが導入され、これとは別に、千代田キャンパスでは、視聴覚教室17室に教室間映像配信（単方向配信）システムが導入されている。

全学生は、統合認証システムにより、いずれのキャンパスからもネットワークを利用でき、学内でのウェブ閲覧や、入学時に配布されるメールアドレスによるメール送受信が可能である。また、授業の予習・復習、自学自習の学習成果を高めるため、平成25年11月よりクラウド型の学習支援システムを導入し、授業担当者と学生が自由に双方向のインターネットを利用した学びができる環境を提供している。

大学院については平成25年3月に、千代田キャンパス本館内に専用の大学院生室（自習室とセミナー室）を設置し、全学生分の机、椅子に加えてパソコンや専用ロッカー等が完備されている。

これら情報処理関連施設に設置されたすべてのコンピューターは、基幹部に光ケーブルを使い高速性を確保し、外部インターネットへは最大1Gbpsの高速ネットワークで結ばれている。学内には「コタカネット」と称するネットワークを構築し、全教職員にメールアドレスを配布して、学習指導や情報交換等の利用に供している。

システム管理室（システム担当部署）が学内ネットワーク全般、総合情報センターメディア教育開発センターが教育系のネットワーク及び情報関連施設の管理を行っている。また、ICT環境を維持・管理するため、情報処理関連教室に関しては、5年を目処に更新を行うとともに年2回の定期保守点検を実施し、設置したパソコンにはウィルス対策ソフトと環境復元ソフトを導入して、ウィルス対策や個人情報の漏洩等にも配慮している。

LMSの利用促進等を睨み、無線LAN整備や全学生にノートパソコン若しくはタブレット型端末を携帯させる事を検討している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

各キャンパスに図書館が設置され、系統的に収集・整理されている。3つの図書館合計で、図書420,038冊、雑誌6,494種、視聴覚資料6,955点を所蔵している。当該大学が所蔵していない資料については、国立国会図書館や他大学との相互協力体制をとり閲覧可能となっている。

また、学術情報リポジトリを開設し、研究・教育成果を電子的に収集・蓄積・保存し、学内外に無償で発信・提供している。

図書館内では、AV・情報メディアルーム等に、インターネット検索や論文作成等に自由に利用できるパソコンや、ビデオ、DVD、CD、AVシアター等を整えるとともに、共同で調査や討論ができるグループ閲覧室（ラーニングcommons）1室（千代田キャンパス）、学習室1室（多摩キャンパス）のほか、一般雑誌、新聞等の閲覧室や個人用閲覧席のキャレル室9室（千代田：3、多摩：6）も完備している。

開館時間は、授業のある期間の平日（土曜）が9時から19時（17時）、授業のない期間では9時から17時（15時）である。ただし、狭山台キャンパスでは閉館時刻が早くなっており、授業のある期間の平日は17時50分（15時）、授業のない期間では17時（13時30分）に閉館する。授業終了時間以降にも利用できるよう、開館時間の延長が望まれる。

学生生活実態調査によると、図書館の利用頻度に関する設問で、全く利用しない学生が40.3%いる。一方、図書館の満足度に関しては、60.6%の学生が「満足している」「まあまあ満足している」と回答している。

図書館は、卒業（修了）生・元教職員も利用でき、また千代田区図書館との教育・研究協定により千代田区民や他大学関係者にも開放している。また、多摩キャンパスでは単位互換協定により他大学の学生も

利用できる。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、おおむね有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

情報処理機器を備えた自主的な学習の場として、各キャンパスには情報処理自習室や自習用パソコンコーナーが確保されている。また、狭山台キャンパスと多摩キャンパスでは、授業で使用する情報処理教室についても、授業の空き時間は自主的学習用に開放されている。また、図書館に66席（千代田：50、狭山台：4、多摩：12）、ラウンジ（インターネット閲覧用）に50席（千代田：30、多摩：20）を用意して、自主学習を支援している。

情報処理教室を含めた学内のパソコンについて81.8%の学生が利用している。

また、授業の予習・復習、自学自習の学習成果を高めるため、「大妻Webメール」やクラウド型学習支援システムにより、授業担当者と学生がインターネットを通じた双方向学習を行うことが可能となっている。

さらに、学部・学科による独自の工夫として、例えば、文学部の文系図書室における自学自習支援や、人間関係学部の福祉実習指導室における資格試験対策支援等がある。

大学院学生が自主的に学習できる施設として、大学院生室が千代田・多摩両キャンパスに設置されている。特に千代田キャンパスでは、全専攻の共同利用が可能となっており、学習の場だけでなく、大学院学生の多様なニーズに応えられるように配慮している。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

毎年度初めに、新入生及び在学生全員を対象に、学部・学科・専攻・学年・クラス別に、10日間前後のガイダンス期間を設け、学部・学科の教務委員、クラス指導主任、あるいは事務職員等が、教育理念や授業の履修方法等を説明し、学習全般や学生生活等に関する相談に応じ、必要な助言を与える機会を設けている。

特に新入生に対してはその不安感を解消するためにも、教員・助手・学生の紹介や懇親会等を通じて、クラス指導主任等と話し合ったり、新たなクラスメイトと親睦を図る機会を設定するなどの配慮を行っている。

2年次以上の学生にも、ガイダンス日程表に沿って、毎年その学年以上で必要な履修上の注意点等のガイダンスを実施している。特に、科目履修が順調に進んでいない学生や、修学上特殊な事情のある学生については、教務委員やクラス指導主任が中心となり別途ガイダンスの機会を設けるなどの工夫をしている。

教職課程、図書館学課程等の諸課程については、別途、履修希望者を対象に説明会を実施している。

大学院については、新入生ガイダンスのほかに、専攻別・専修別・指導教員別の三段階のガイダンスを行っており、これにより研究指導の内容・流れ・方法、学位論文関連、時間割の作成、年間の学習計画等についての指導を行っている。

大学院学生のガイダンスに対する意見については、毎年行われるFDアンケートに「ガイダンスの日程や実施方法」に関する項目を入れ、実態を把握している。前年度に行われた同アンケートの結果を受けて、平成25年度から改善した事項として、ガイダンスの在り方の改善、就職支援体制についての説明の充実等が挙げられる。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-2② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

クラス指導主任体制を敷いており、勉学や学生生活についての相談を受けることが、学生の学習支援に関するニーズ把握の基本になっている。

特に各クラスに2人いる総務委員（クラスのとりまとめやクラス指導主任との連絡等を担当する学生）とは緊密な連絡態勢を保ち、クラス内の状況把握に努めている。また、クラス指導主任は、前期と後期に学業成績通知書を学生個々に渡しており、その際の面談等を通じてニーズや問題点の把握も行っている。

各学科の共同研究室には、助手又は学務助手が常時在室しており、学生の相談窓口となっており、クラス指導主任や授業担当者と連絡を取りながら、アドバイスを与えている。

すべての教員がオフィスアワーを設け、学生への周知を図っている。

教員が直接関わる学習支援ニーズの把握方法としては、学期ごとに行われる授業に関するアンケート（授業評価）の自由記述意見、3年次以降におけるゼミ指導教員とゼミ生との関わり、父母教員懇談会等における保護者との意見交換等がある。

全学生に学内システム利用のためのアカウントを付与し、学習相談や履修指導等の助言に役立てている。教職総合支援センター、総合情報センターでもそれぞれに指導を行っている。また、平成25年度には国際センターが設置され、学生の短期・長期の留学希望や語学研修等の要望に対応している。

障害のある学生に対しては、指導教員及び事務職員により、各学生の状況に応じた学習相談、学習支援等を行う態勢をとっている。視覚障害のある学生に対しては履修科目の教材の点字訳等を、聴覚障害のある学生に対しては要約筆記等の必要な支援を行っている。

大学院の社会人学生に対しては、長期履修学生制度、入学前の科目等履修制度、大学院設置基準第14条の教育方法の特例に基づく第6時限及び土曜日での授業実施等を導入して支援を行っている。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-2③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-2④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

全学生が加入し自主的な運営による課外活動を行う組織として、学友会が各キャンパスで組織されている。

学生自治活動の重要性に鑑み、学生委員会（教員部門）及び学生支援センター（事務部門）が、学生の自主的な活動が継続的に円滑に行われるよう、学友会総会の開催支援、リーダー育成支援、ボランティア推進支援等必要な協力・支援を行っている。

また、文化祭・スポーツフェスティバルの開催に対しても支援を行っている。

クラブ・同好会等の課外活動団体として、体育系18団体、文化系43団体が活動している（平成25年度）。各団体の活動に当たっては、専任教員が顧問をつとめ、学生への指導助言を行うとともに、学生委員会及び学生支援センターが全体的な支援を行っている。各団体には、学友会からの助成金とともに千鳥会から

も助成金を提供し、活動が円滑に行われるよう支援をしている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

生活支援等に関する事項を含めて、学生のニーズを把握する場として、学長と各キャンパス学友会長との懇談会、各学部学生委員会と学友会執行部との懇談会、学生支援センター職員と課外活動団体（部）執行部との意見交換会等がある。さらにリーダー育成支援（リーダーズ・キャンプ）においても、学長や学生委員会委員、学生支援センター職員が学生側のニーズを把握することが可能である。また、千鳥会主催の父母教員懇談会や学部・学科主催の父母懇談会においても、生活支援に関わるニーズが寄せられている。

アンケート等によるニーズ把握も行っている。

学生の心身の健康保持増進のため、大学の附属施設として健康センター及び学生相談センターが設置されており、その活動内容は、毎年『健康センター活動報告』及び『学生相談センター年報』として教授会及び学生委員会に報告され、全教職員が実情と問題点を把握できるようにしている。学生相談センターでは、学生が気軽に利用できるように、相談室とは別に談話室を隣接して設置し、学生の年齢に近いカウンセラーが悩みを持つ学生に対応している。

また、全学生を対象としたキャリア教育・就職支援を統括的に担う組織として、キャリア教育センターが設置されており、学生の社会的・職業的自立を全面的に支援している。同センターには専任教員2人、併任教員2人を配し、就職支援センター（事務部門）とも連携して、正課内及び正課外のキャリア教育を推進している。また、就職支援センターを中心とした専任職員による窓口相談のほか、就職活動全般について学ぶ就職基礎講座、面接体験実習、マナーガイダンス、業界セミナー、学内企業説明会等を実施し、ほかにも予備校から講師を招いた就職試験対策講座の開催や、ハローワークと連携したキャリアカウンセラーによる個人面談を行うなど、多彩な支援体制を整えている。

ハラスメントについては、大妻学院が定める各種規程等に基づいて、その防止と相談体制を整えている。基本となるハラスメント防止対策規程では、ハラスメント対策室の設置等、防止対策に必要な諸事項を定め、学生生活の手引きやパンフレット「ハラスメントのないキャンパスへ」等で学内周知を図っている。

外国人留学生に対しては、学生支援センターと留学生の指導担当教員が連携し、経済的負担を軽減するための支援を行っている。さらに、平成26年度以降については、新設の国際センターを中心とした組織的支援体制をとることとしている。

なお、大学教育推進機構では、新入生全体の生活の状態や意識等の全体的傾向に基づいて、大学生活への期待や不安等について把握し、在学中における学習支援策・生活支援策の参考に供するために、平成26年度から新入生全員を対象としたアンケート「新入学生の意識調査」を導入している。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

経済的な支援策としての当該大学独自の奨学金制度には大妻女子大学育英奨学金（給付）、大妻学院特別育英奨学金（給付）、大妻コタカ記念会育英奨学金（給付）、大妻女子大学大学院奨学金（貸与）等があり、奨学金によって応募条件を少しずつ変えたり、適宜二次募集を行うことにより、より多くの学生に応

募の機会が与えられるよう配慮している。

日本学生支援機構の奨学金（平成 25 年度第一種 531 人（内新規 183 人）、第二種 1,451 人（内新規 416 人））や各自治体や民間団体の奨学金（平成 25 年度 26 人）についても、情報提供や手続き等の支援を積極的に行っている。

海外協定校へ派遣する学生には、授業料の全額を免除しており、大妻女子大学海外留学奨学金に採用となった学生（平成 25 年度 14 人）には、さらに当該大学における教育充実費の 90%相当額を支給している。

なお、平成 25 年度に研究科FD委員会が大学院学生を対象として行ったアンケート結果によると、奨学金に関する設問では、「奨学金のおかげで通えている」「奨学金制度はとても有用」等、評価する回答内容があった。

平成 23 年の東日本大震災に関しては、被災した学生に対して減免額を増やす特別措置をとっている。平成 24 年度入試からは入学志願者や入学予定者に対しても、学費を含む入学検定料、入学金等を減免する支援制度を新たに設け、さらに平成 25 年度入試からは、自然災害等で被災した入学志願者や入学予定者を支援する制度も設けている。

また、学費納入が困難な場合には学費延納制度があり、学費延納願を提出することにより納入期日を一定期間延ばすことが可能となっている。

女子大学である当該大学では、学生寮に対する需要は特に強く、全室個室（200 室）の寮（大妻久我山寮）を設置し平成 24 年度から利用を開始している。日常生活についても学生支援センターがサポートしているため、初めて一人暮らしをする学生の不安も軽減することができている。最初から学生マンション等への入居を希望する学生や学生寮に入れなかった学生に対しては、株式会社大妻サポート（大妻学院が 100%出資）が適切な物件を紹介するサービスを提供している。なお、既存の古くなった学生寮を取り壊し、新しい学生寮に建替える計画も別途進行中である（平成 27 年度運用開始予定）。その結果、平成 27 年 4 月より合計 550 室となり、希望者のほぼ全員が入寮可能となる。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- バリアフリー化への配慮や安全・防犯面について、女子大学ということもあり手厚い措置がとられている。
- 希望する学生のほぼ全員が入寮できるよう、学生寮が整備されている。

【改善を要する点】

- 図書館の閉館時間が、最終授業終了時間前又は終了と同時にとなっている。

基準8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準8を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

教育の内部質保証に関わる事項を含めた自己点検・評価を実施するために、大妻女子大学自己点検・評価委員会を設置している。同委員会において、平成26年度に受ける認証評価に向け、大学評価・学位授与機構の定める評価基準に沿って、教育活動の状況及び学習成果について自己点検・評価を実施した。

教育活動の状況及び学習成果を自己点検・評価及び検証するための恒常的取組は、全学FD委員会、各学部FD委員会、学生支援センター（事務部門）等が行っている。その活動内容は、授業に関するアンケート、学生生活実態調査、父母懇談会、FD講演会等、多様である。

単位の実質化や教育課程等を中心とした教務面からの教育状況の点検・改善については、従来、主に全学教務委員会及び全学教養教育委員会が担当してきたが、平成25年度からは、この2つの委員会を発展的に解消し、新たに発足した大学教育推進機構が所管している。

全学FD委員会や大学教育推進機構に関わる事務担当部署は教育支援グループであり、主に同グループがこれらの組織と連携を保ちながら、教育活動の状況を示す資料・データの作成・配布・保存等の具体的業務を担当している。教育支援グループが毎年恒常的に作成する資料として、シラバス、教員出講状況、前年度の休講状況等がある。また、教育支援グループでは学生の履修状況、単位修得状況及び各学期の成績をデータ化し、これを基に年度別成績評価資料等を作成し、また、入試グループでも入試種別ごとの入学後の成績追跡調査を行っている。これらの資料は、全学FD委員会等を通じて学習成果の点検や教育の質向上等の目的で利用されている。

これらのことから、学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

教育状況に関する学生からの意見聴取のうちもっとも直接的なのは、全学的に統一した様式で毎学期の終了前に実施する「授業に関するアンケート」（授業評価）である。非常勤講師を含む全教員が評価の対象であるが、一部の授業では実施されておらず、改善が望まれる。

アンケート結果については、教育支援グループにより、詳細な各種統計データとして集計され、全学FD委員会及び各学部のFD委員会において分析され、PDCAサイクル的に教育の質の改善・向上を図る手段の一つになっている。授業担当者は、個々の授業について学生からフィードバックされた評価結果を

受けて自主的にその改善策を検討し、授業内容の向上や教授技術の改善を図っている。

家政学部では、授業改善報告として、「良い授業ができたときの事例（内容・方法等）」等の提出を専任教員に求めている。

社会情報学部では、平成15年度以降10年間にわたって同学部に係る評価結果の全科目平均点の推移を追跡しているが、この間全体的には上昇傾向が見られ、特に平成19年度以降は毎年上昇しており、授業に関するアンケート等によるFD活動の効果が見てとれる。

授業に関するアンケート集計結果は、大妻女子大学FD活動報告書の中で取りまとめられ、大学ウェブサイト上に掲載しており、学生も確認することができるようになっている。

他方、学生側が授業に関するアンケートをどのように見ているかについて、家政学部が平成25年度に3・4年次生を対象に行った調査によると、「大いに意義がある」6.5%、「少し意義がある」40.0%、「あまり意義はない」42.6%、「意義はない」10.9%となっており、半分強の学生はあまり意義を感じていない。

大学院においても、毎年後期開始後にFDアンケートとして、「大学院進学意識に関するアンケート」及び「大学院の研究・教育に関する意見の収集」を実施している。

学生からの継続的な意見聴取としては、上記の授業評価以外に、学生生活実態調査や社会情報学部における卒業時の学生生活調査等があり、大学に対する満足度等の調査を行い、図書館や教室内設備の改善等、間接的ではあるが教育の質的改善につながる取組を行っている。

オフィスアワーを通じての意見聴取や、クラス指導主任及びゼミ指導教員による日常的な学生の声の吸い上げも行われており、その結果として、TAの質の改善等が図られている。

各学部教務委員会等においても、教員側からの一方的な授業とまらないための工夫を教員に求めており、その一例として、個々の授業においては、いわゆるリアクションペーパーにより、学生の要望・意見を聞き、その対応を図ることが多くなっている。

平成25年1月には、当該大学の改革に取り組むために、学長が「御意見・御提案のお願い」とのタイトルで直接全学生にメール配信をし、当該大学の「弱み」「改善を要する点」とともに、「強み」「優れた点」について学生からのメール返信による声を募った。その結果、要望の多かった中の一つである国際交流の促進に関しては、平成25年度から国際センターの設置を決め、交流協定校の確保等で対応を図っている。

専任教員については、いずれの学科においても毎月1回程度開催される学科会議（又は専攻会議）で、教務関係議案について幅広く自由に意見交換が行われており、同会議は、現場を預かる教員の生の声が反映される重要な場となっている。学科会議の結果については、必要に応じて学科長会議（社会情報学部及び人間関係学部では総務委員会）、教授会（学長陪席）、大学運営会議（大学の意思決定機関）等に諮られる。

非常勤講師については、毎年5月に学長主催で、専任教員を交えての授業担当者懇談会を開催しており、教育方針や考え方を説明するとともに、授業担当者としての意見・要望を聴取する場として機能している。出された意見に対してはその内容に応じて、学科内あるいは担当事務部門で検討し対応している。

また、多くの学部では、学生による授業評価の結果を受けて、授業担当教員に対して改善策を求めているが、その際非常勤講師には併せて大学への要望意見も尋ねており、これらの要望は必要に応じて大学運営会議等で検討されている。

事務職員からの意見聴取については、教学のシステムを支える教育支援センター、学生支援センター等の部長及び課長は事務職員が担当し、教務委員会、学生委員会等の各種委員会には当該の部長・課長及び担当職員が出席、積極的に意見を述べている。また大学の意思決定機関の大学運営会議には、事務局長がメンバーとして出席するとともに事務部門各部長も陪席者として出席し、学長の求めに応じて意見を述べ

ている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

千鳥会では、毎年6月の総会終了後各学科に分かれ父母教員懇談会を開催しており、授業を含めた学生生活全般に関わる意見・要望を保護者等から聴取する場となっている。その場で回答可能な事項はその場で回答し、それ以外については学科会議等を通じて授業改善に活かす努力をしている。懇談会終了後のアンケートによると、大学側と保護者側とのより深い意思疎通に満足している様子がうかがえる。また、多くの学部では、学部主催で、後期に2回目の父母懇談会を開催して、ステークホルダーから意見聴取する機会を設けている。

卒業生からの意見聴取として、大妻コタカ記念会（同窓会）に委託して母校評価アンケートを行っており、その結果を教育改善に活用している。

これらの調査において、卒業後も大学との接点をもっと持ち大学教育に寄与するとともに、自らのキャリアアップにつなげたいとの卒業生の声も多く、正課外講座「大妻マネジメントアカデミー」に聴講生として受け入れることができるようにしたほか、平成24年度に大学や同窓会組織等から構成される新組織「卒業生との連携事業運営委員会」を設置した一つの要因にもなっている。

卒業生の就職先企業等からの意見聴取としては、「卒業生に関するアンケート」を継続的に行っており、在学中の教育内容をチェックする資料として活用している。

さらに、厚生労働省の資格に関係する学科では、実習現場で活躍している卒業生も参加する実習発表会を開催したり（人間関係学部人間福祉学科）、また実習依頼先の施設職員と定期的に意見交換（例えば「保育実習関係者懇談会」）する機会を設けて、実習教育の在り方についての改善につなげている。

このような努力が、例えば、家政学部児童学科児童学専攻における就職率が平成23年度卒100.0%、24年度卒100.0%、25年度卒96.4%と好調を維持している一つの要因となっていると考えられる。

大学院関連でも、実習提携先との継続的な意見交換の機会を設けている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

F D活動については、全学F D委員会、各学部のF D委員会及び研究科F D委員会が中心となり、大学教育推進機構や全学自己点検・評価委員会と連携を保ちながら取り組んでいる。

その取組の全容は、自己点検・分析結果を含めて全学F D活動報告書及び各学部F D活動報告書として公表されている。

継続的な調査活動も組織的に行われている。

そのほか、大学セミナーハウス主催の新任教員研修セミナーへの新任教員の派遣も継続的に行われている。

全学F D委員会は年3回程度開催しており、F D講演会の開催、授業に関するアンケート内容の検討、成績評価の在り方、各学部におけるF D活動内容の報告等、大学全体としての教育内容・方法の組織的な改善を図る方策について審議している。

また、各学部のFD委員会は毎月1回程度開催しており、全学FD委員会の方針に基づく活動以外に、当該学部に適した独自の活動を行うことにより教育の質の向上を図っている。

継続的なFD活動のいくつかについては各FD活動報告書中に記載されているが、それ以外に、「FD講演会の開催（全学）」と「FD研修会の開催（学部）」がある。

全学的なFD講演会は、今後のFD活動に向けて必要と思われるテーマについて学内外より専門的な講師を招へいして、例年前期と後期の2回実施している。アンケートによると、毎回参加者の85%以上が「今後のFD活動の参考になった」と回答しており、教職員の意識改革に大きく寄与していることが分かる。

このような経過を経て、平成24年7月には、文部科学省との共催で「大学教育改革地域フォーラム2012 in 大妻女子大学」を、「学生の主体的な学びを確立するため、どうすれば学修時間を確保できるか」をテーマに開催し、教育改革に対する理解を深める機会としている。その上で、その具体化を図るために新組織である大学教育推進機構において、単位の実質化のための諸方策、専門教育科目の体系化とスリム化等について全学的視点から検討し、教育の質の改善・向上に取り組んでいる。

FD研修会の事例としては、平成23年度に人間関係学部で行われた「初年次教育にどう取り組んでいるか」を主題とする研修会がある。ここでは、同学部教員・助手のほか、学長代行、副学長、事務職員の参加の下で、1年次必修科目「基礎セミナー」をとりあげて各専攻から初年次教育への取り組みについての報告があり、その上で改善点の検討を行っている。基礎セミナーの位置付けや直面している課題・克服策等について互いに点検しており、他教員の授業の進め方を次年度以降の自分の授業に活かす上でも効果を発揮している。

なお、平成25年度から教員評価制度を導入しており、各教員が設定する教育目標に対する達成度及び授業評価に対する改善策を自己点検・評価するシステムを取り入れることにより、授業内容・方法の改善を図っている。

大学院固有の活動として、研究科FD委員会において、これまでの継続として「平成25年度～27年度大妻女子大学大学院FD実施計画」を策定している。この中でFD活動の計画として、大学院進学意識に関するアンケート、院生論文集発行の支援に関する活動、就職支援に関する活動、社会人院生・社会人教育の実質化のための活動等12項目を掲げ、個々の具体的なFD活動を行っている。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-2② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

全学FD委員会の主催で、学内外の専門家を招いて例年前期と後期の2回開催しているFD講演会や、平成24年度文部科学省との共催で開催した「大学教育改革地域フォーラム2012 in 大妻女子大学」においては、教員のみならず、事務職員・助手等も参加して、FD活動の必要性や方向性について共に学び資質向上を図っている。講演会終了時には、アンケートでその内容・記憶に残った点・次回テーマの希望等を聴き、次回以降の研修に活かす工夫をしている。

学内学会（各学部）でも外部講師による研修会等が催されており、教育活動の質の向上を図る場となっている。人間関係学部におけるFD研修会では、助手も参加して教育の質の向上に取り組んでいる。

事務職員向けには、学内研修会の開催（平成25年度：タイムマネジメント研修等）とともに、多くの学外研修の場への積極的参加を奨励している。

人間生活文化研究所では、学内横断的な共同研究プロジェクトを公募し、助手、大学院学生、事務職員

大妻女子大学

も対象とした研究の支援を行うとともに、電子ジャーナルを刊行して研究成果の発表の場を提供している。論文投稿数も増えており、着実に成果が上がっている。また、同研究所が主体となって教育支援者や教育補助者に対して、学内外の講師による講演会の開催、広報活動の取組を行っている。

TA等の授業補助員に対しては、基本的には授業担当教員の指導に委ねられており、業務実施前に基本事項についての打合せを行ない、業務を終了した時点で学期を振り返って意見聴取を行っている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 大学の構成員からの意見聴取として、学生からは、授業に関するアンケート、学生生活実態調査、FDアンケート（大学院）、オフィスアワー等を通じて、教員からは非常勤講師・専任教員の授業担当者懇談会（毎年5月開催）において、それぞれ意見・要望を聴取し、改善に役立てている。
- 学外関係者の意見聴取の場として、学生の保護者と専任教員との懇談会（多くの学部は年2回）を開催し、大学の方針を伝えるとともに、意見・要望を聴取している。

基準 9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 25 年度末現在、当該大学の設置者である学校法人の資産は、固定資産 111,166,734 千円、流動資産 8,887,551 千円であり、資産の部合計 120,054,285 千円である。

負債については、固定負債 3,219,130 千円、流動負債 3,376,312 千円、負債の部合計 6,595,442 千円であり、長期借入金 2,000 千円、短期借入金 800 千円である。また、借入金の返済については、東京都の補助金による高等学校入学支度金であり、大学に関係するものではなく、その他の負債は退職給与引当金 3,052,945 千円である。

基本金については、基本金の部合計 118,897,134 千円、基本金未組入額 254,611 千円であり、当該大学が教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を基本金に組み入れている。また、翌年度繰越消費支出超過額 5,438,291 千円の状況にある。

また、当該大学では、法人合併により資産 21,522,239 千円、負債 1,917,625 千円、基本金 17,457,677 千円を承継している。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

- 9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の設置者である学校法人の経常的収入は、学生生徒等納付金、手数料、寄付金、補助金、資産運用収入、事業収入等で構成している。平成 21 年度からの 4 年間における学校法人の帰属収入は、年平均 15,000,000～15,500,000 千円で推移し、そのうち主な経常的収入としては、学生生徒等納付金収入が帰属収入の約 8 割を占めていたが、平成 25 年度は約 3 割に下がっている。これは、合併により帰属収入が 37,182,941 千円まで増加し、寄付金収入の占める割合が約 5 割となった影響によるものである。

また、当該大学では、学生生徒等納付金割合は、8 割以上を堅持している。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画等は、私立学校法及び寄附行為に基づき設置者である学校法人の評議員会の意見を聞いた上で、理事会において決定している。

また、これら収支計画を踏まえて、教授会や事務職員関係の月例連絡会を通じて当該大学の教職員に明示されている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 25 年度末現在、当該大学の設置者である学校法人の収支状況は、資金収支計算書における次年度繰越支払資金8,356,320千円であり、消費収支計算書における当年度繰越消費支出超過額1,420,349千円、翌年度繰越消費支出超過額5,438,291千円となっている。

当該法人の当年度繰越消費支出超過額については、キャンパスの再開発に関わる大型設備投資によって生じた資産処分差額2,615,736千円によるものであり、収支バランスの健全化に努めている。また、翌年度繰越消費支出超過額の減少に向けて帰属収入の安定確保により改善することとしている。なお、日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づく当該法人の教育研究に係るキャッシュフローにおいては、3,972,334千円プラスであるが、趨勢としては減少傾向にある。

これらのことから、収支の状況において、過大な支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、学生生徒等納付金に対する割合等を考慮しながら、部門別（学部別等）の学生数、専任教員数、実験系／準実験系／非実験系等を基礎とした積算単価により算出し、常任理事会及び拡大常任理事会で審議し決定している。

また、施設・設備に対する予算配分については、設置・更新年度や各学部等から提出される事業計画申請書に基づき、優先順位を考慮して計画的な配分を行っている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

私立学校法に基づき、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事の監査報告書及び財務諸表等が作成されている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査を行っている。監事の監査については、会計監査と業務監査を実施している。会計監査人の監査については、私立学校振興助成法に基づき実施している。

また、会計監査人と監事で意見交換を行い、監査の実効化を図っている。

今後はさらに、内部監査規程に基づいて内部監査を実施することにより、日常業務等の改善に役立てることが望まれる。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

学則第 33 条に基づき学長、副学長、学部長を置き、さらに、各学部には学科長・専攻主任を置いて管理運営の責任を担っている。

大学院については、大学院学則第 17 条の 2 に基づき研究科長を置き、さらに、各専攻には専攻主任を置いて、管理運営の任に当たっている。

人間生活文化研究所及び附属施設には、寄宿舎を除いてそれぞれ所長（博物館は館長）を置いて、各部門の管理運営の責任を担っている。

管理運営の組織として、学則第 37 条の 2 に、「本学の運営に関する重要事項について意思決定を行う機関として、運営会議を置く。」と定めている。

大学運営会議は、平成 24 年 4 月に発足し、学長（議長）、副学長、学部長、研究科長、事務局長をメンバーとして、毎月 2 回開催され、事務部門の各部長が陪席している。同会議では、教育目標・教育方針・学位の質保証等に関する事項、教員・助手の組織・人事等、全学に係る教育・研究、管理運営等についての基本方針を審議しており、学部間、学部と大学院間、教育組織と事務組織間等の全学的な連携協力の強化、問題意識の共有化にも機能している。なお、同会議の議事は、学長を含む 3 分の 2 以上の賛成をもって決すると定めている。

大学運営会議の下に、入学者受入や自己点検・評価に関わる委員会等を配置し、全学的な連携の下で管理運営に当たっている。

また、教育課程や教育方法を全学的に審議検討するために、大学運営会議直轄の組織として大学教育推進機構を配置している。

なお、各学部内における管理運営に関しては、教授会を頂点とする各組織がその任に当たっている。

法人に関する管理運営組織は、理事会、評議員会、常任理事会、拡大常任理事会等から構成されている。

理事会では、寄附行為で定める法人全体の予算、決算をはじめ、設置する各学校の学部・学科の構成等の重要事項の審議・決定を行い、大学からは、学長、副学長、各学部長が構成メンバーとして加わっている。

評議員会は、寄附行為に規定する予算等について、あらかじめ理事長の諮問に応じるとともに、役員、評議員の解任、解散等の議決機能を果たしている。

常任理事会は、理事長、学長、副学長、常任理事及び事務局長で構成されており、法人の常務の重要事項を審議し、通常業務の迅速な運営を担っている。

大学と法人間の情報共有化を図るために、大学運営会議における議案内容と審議結果については、常任理事会で学長から報告が行われている。

拡大常任理事会は、理事長、学長、副学長、常任理事、各学部長、短期大学部長、各中学・高等学校の校長及び事務局長で構成され、常任理事会から提出された議案を審議し報告を受け、その情報は各部門の教授会や委員会等で報告され、管理運営方針の徹底が図られている。

なお、法人部門では、大妻学院全体の将来構想に関わる諸課題を検討するため、平成 24 年度に理事長の諮問機関として、将来展開委員会を設置している。

事務局部門については、事務組織規程に基づいて、事務局長の下に、各事務部門のセンター、グループ等を置き、その業務遂行に必要な職員を配置している。

事務局内の各センター、グループ等における業務連絡や、各種会議等の報告事項、財務計画、人事計画

等の情報を全部門で連絡調整し、その共有化を図るために、事務局の各部課長等が出席する月例連絡会を毎月1回開催している。

以上のように、管理運営は、学長、大学運営会議を頂点として、事務局部門の連携協力・支援を得つつ、基本的には法人部門との独立性を保ちながら行われており、同時に法人部門の管理運営組織に学長等が加わることで、法人部門とも密接な連携を図っている。

なお、大学運営会議で決定した大学側の判断についても、財務に関わる事項や人事等に関する事項は、最終的には法人部門における審議・判断に委ねられている。

危機管理、公的研究費管理、生命倫理等の危機管理・倫理等に係る体制については、必要な規程等を制定している。例えば、危機管理については、危機管理規程、首都圏直下型地震発生時対応マニュアル等を制定し、全教職員に配布するとともにウェブサイト（学内専用）にも掲載して、日常的確認が可能となっている。また、防災規程に基づいて防災対策委員会を置き、定期的に避難訓練を行っている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

主に学生関係、教職員関係、学外関係者からそれぞれに意見の聴取が行われている。

この聴取により把握された要望等は、適宜、学生委員会や学科会議等を通じて管理運営に反映するように努めており、トイレの改善、千代田キャンパスの食堂の充実等、大学の方針等を検討する際の資料として活用されている。

なお、法人系組織における学外からの意見・ニーズの把握は、理事会、評議員会、将来展開委員会等における学外役員、委員の発言を通じて行われており、例えば狭山台キャンパスの活用や管理会計制度導入の検討等に活かされている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事は、年5回の理事会及び年3回の評議員会に常に出席し、寄附行為に定められている法人業務の監査を行っており、学生の履修地移動、大学の定員増、短大の定員減、千代田校舎の再開発事業等学院の重要な業務等について意見を述べている。理事長が主催し、月1回開催している学院の方向性を理事会へ提案する将来展開委員会にも出席し意見を述べている。また、決算期においては、監査法人と意見交換をした上で、監事の監査報告書を作成している。

監事の定数は2人（非常勤）で、理事、評議員、教職員との兼職はない。

監査法人との情報交換の場では、周辺会計における預り金についての助言や、資産運用の安全性への配慮が卓越しているとのコメント等の多くの助言と指導を受けている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

所轄省庁、法人等の行う役員研修会（日本私立大学協会による私立大学経営問題協議会ほか）には理事、監事が積極的に参加している。また、学長、副学長、学部長等の大学管理職も、各種研修会（日本学術会議による学術フォーラム、学術・文化・産業ネットワーク多摩による多摩地域大学理事長・学長会議、日本私立大学協会による研修会等）に参加している。

研修会参加後は、直近の拡大常任理事会、あるいは大学運営会議等でその内容を報告し、学外情報の共有化を図っている。

大妻学院では職員研修規則を定め、関係職員の研修への積極的参加をサポートしている。

参加した職員からの研修レポートの提出により、研修成果を多くの職員の資質向上に役立つよう努めている。また、職員は、各種の説明会、講習会等（私立大学情報教育協会による大学情報セキュリティ研究講習会ほか多数）にも参加している。

学内においては、管理職職員を対象にした役職者研修（平成25年度：メディア対応 [危機管理と広報] 研修）、全職員を対象にした事務職員研修（平成25年度：タイムマネジメント研修）、さらには選抜された中堅職員を対象とする事務職員夏季宿泊研修を、それぞれ年1回開催している。

新任の教職員については、就任第1日目に、建学の精神を始め、学内組織、法人組織、就業規則のほか、当該大学の財務状況、私学を取り巻く環境等について説明を行っている。さらに、年頭所感等機会あるごとに理事長、学長からの大妻学院運営の方針や教育環境の時代の流れ等をウェブサイトに掲載し、職員への周知を図っている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

大学全体としての公式な自己点検・評価については、これまで6～7年ごとに行ってきたおり、その結果を報告書にまとめ、それ以降の大学改革の指針としている。

具体的には、平成4年度に初めて法人としての組織である大妻学院自己点検・自己評価委員会を設置したが、その後大学の機関別認証評価制度が発足したことに伴い、平成18年度に法人所属の上記委員会を廃止して、大妻女子大学自己点検・評価委員会（全学自己点検・評価委員会）に改組し、大学（及び短期大学部）に特化した委員会として活動している。同委員会の下で、当該大学の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、平成19年度に大学機関別認証評価・自己評価書を取りまとめている。

今回の自己評価書作成に当たっては、平成24年1月に、全学自己点検・評価委員会の下部組織として自己点検・評価書作成部会を設置し、研究科、各学部、事務部門では、作成部会で検討した方針に基づいて、教育研究活動等の状況、組織、施設の運営状況及び財務状況等について、各々自己点検・評価を実施している。

収集した情報と分析結果については、研究科、各学部、事務部門の自己評価書として各々まとめて作成部会に持ち寄り、各部門間の調整を行い整合性を図った上で、大学版として統合化する取りまとめ作業を行っている。

自己点検・評価に係る報告書の作成とは別に、大妻学院では、毎年度の大学を含む大妻学院全体の活動状況をまとめ、自己点検等の振り返り資料として活用するために、昭和51年度以降、毎年、『大妻学院沿革史』を編集・刊行していたが、平成24年度以降は学内教職員専用ウェブサイトに掲載することで情報を共有しているとともに、CD-ROM版を役職者に配布している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

平成20年度に大妻学院が創立100周年を迎えるに当たり、外部からの客観的な評価を受けて新しく前進すべく、平成19年度に大学評価・学位授与機構による機関別認証評価を受け、大学評価基準を満たしているとの評価を受けている。

平成26年度には大学評価・学位授与機構による機関別認証評価を受けている。認証評価に向けて作成された自己評価書において、自己評価を適切に実施し、問題点を的確に把握しており、自己評価書そのものについても、社会に対して理解されやすい形となるよう配慮されている。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

平成19年度に受けた前回の機関別認証評価で、改善を要する点として、キャンパス間の教養教育の連携、大学院の入学定員充足率の2点について、また更なる向上が期待される点として、シラバスウェブシステムの活用に関する指摘を受けている。

キャンパス間の教養教育の連携についての指摘に対する改善の取組として、当時の組織である全学教務委員会と教養教育委員会（合同委員会）において、全学部で統一された教養教育科目の設置に向けた審議を重ね、平成22年度以降全学共通科目を配置して、3キャンパスで同一の教養教育を実施している。

大学院の入学定員充足率についての指摘に対する改善の取組としては、大学院新研究科設置準備委員会を設置して、平成22年度、従来の4研究科体制を改組して領域横断的な1研究科体制に移行し、併せて入学定員についても見直しを図っている。一部の専攻では、必ずしも十分とはいえないものの、入学定員充足率はかなり改善されている。

シラバスウェブシステムの活用に関する指摘に対しては、事務局部門を中心に運用システムの改善を図り、平成22年度からポータルシステムを導入し、学生がポータルサイト上からシラバスウェブシステムにアクセスできるように改善している。学生が最もシラバスを利用すると考えられる4月履修登録時のシラバスシステムへのアクセス数が1日6~7万ページ分であるのに対し、授業の中間期のみならず休業期間中においても毎日千ページ程度のアクセスが確認できている。

今回の第2サイクルの機関別認証評価を受けるための自己点検・評価に関しては、その準備は平成23年度からスタートしており、その過程で改善を要すると判断した課題については、自己評価書の作成作業と並行して大学運営会議に諮り、改善に向けて努力している。

在学生あるいはその保護者等からの評価・意見、例えば、成績評価が教員によって異なる、留学の機会を増やして欲しい、就職支援・キャリア支援を充実して欲しいなどの意見に対する改善に向けた対応については、その多くは第一段階として該当組織で具体策を検討し、最終的にその内容を大学運営会議で確認している。

なお、大学運営会議は平成24年4月に設置された組織であり、それ以前にもステークホルダーから指摘を受けた評価・意見に対しては、全学教務委員会（当時）、全学教養教育委員会（当時）、学生委員会、全学FD委員会等で検討され、例えば、学生への履修結果の電子メールでの配信、出席管理システムの導入、学生による授業評価アンケート項目の全学統一等の実績となって表れている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成 26 年度の大学機関別認証評価に向けて作成された自己評価書において、自己評価を適切に実施し、問題点を的確に把握しており、自己評価書そのものについても、社会に対して理解されやすい形となるよう配慮されている。

基準 10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

ウェブサイト上に「教育情報の公表」と称するバナーが設けられ、学内外から、広く当該大学に関わる各種情報を一元的に閲覧できるよう配慮されている。

閲覧を簡便にするため、「教育情報の公表」の下に、大学、各学部・学科の目的をまとめたページ「教育研究上の目的」を配置しており、大学院についても同様の扱いをしている。

大学、各学部・学科の目的は、履修ガイド、学生生活の手引きに、大学院、研究科・各専攻の目的についても、大学院要覧等の冊子に掲載し、毎年、教職員、学生に配布して学内での周知を図っている。また、入学式において学長が、教育理念の基本である「関係的自立」と校訓「恥を知れ」を強調している。

さらに、新入生向けには、オリエンテーション時の指導以外に、全学共通の1年次必修科目「大妻教養講座」を設け、大妻学院理事長、学長が講師となり、当該大学がどのような伝統・目的・理念・特質の上に成り立っているかを直接口頭で伝える機会を設けている。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

入学者受入方針は、大学、各学部・学科・専攻ごとにウェブサイトに掲載・公表されている。同時に、入試ガイドや大学案内、学生募集要項、ウェブサイト等学内外に具体的に明示されているほか、オープンキャンパスや高等学校での説明会でも、学科・専攻の入学後の教育内容と連動する形で、具体的な説明を行い周知に努めている。

平成25年度オープンキャンパス来場者数は15,331人、指定校等教職員が訪問した高等学校は143校、大学案内の配布数は62,000部に及んでいる。

大学院と研究科各専攻の入学者受入方針についてもウェブサイトに掲載・公表するとともに、大学院案内、学生募集要項等に明示し、大学院が求める人物像を明確に示し学内外への周知に努めている。

大学と大学院の教育課程の編成・実施方針、学位授与方針、各学部・学科・専攻や大学院各専攻に関わる方針についても、ウェブサイトで学内外に公表している。

学内向けには、履修ガイド（大学用）、大学院要覧（大学院用）等の冊子に掲載・配布し、教職員への周知を図るとともに、年度当初に行われる学年別及びクラス別ガイダンスの際に、学生に対してその趣旨説明を行っている。

3つの方針の英語版は、ウェブサイトに公表されており、また英語版大学案内にも掲載されている。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。

学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項は、ウェブサイト上に「教育情報の公表」と題する専用ページを設けてすべてをとりまとめて掲載し、学内外に対して公表している。

平成26年10月に公開を開始した大学ポータル（私学版）に参加し、教育情報等の公開を行っている。

「教育情報の公表」中の、各教員に係る経歴、専門研究分野や業績に関するデータ「大妻女子大学研究者データベース（検索画面）」については、一部教員の学位・研究業績等の記載が十分とはいえず、記載の充実化を進める予定としている。

財務諸表については、大妻学院ウェブサイト上の「財務報告」ページに、毎年度の事業内容概要と決算報告書を公表している。

自己点検・評価については、平成19年度に実施した機関別認証評価に伴う自己評価書及び評価結果報告書を、ウェブサイト上の「大学・短大評価結果」欄に掲載して公表している。

その他、トピック的な教育研究活動等については、ウェブサイト上の「お知らせ&イベント」欄に随時掲載するほか、大学案内でも紹介するなど学内外に向け効率的に発信している。

学内学会（家政学会、国文学会、英文学会、コミュニケーション文化学会、社会情報学会、人間関係学会、比較文化学会の7学会）では、各々学会誌を刊行し活動内容を公開している。

また、総合情報センターでは、平成25年度に学術情報リポジトリの運用を開始し、紀要や学内学会誌等、著作権処理が終了している学内教育研究成果の全文をデータベース化し公開している。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 大妻女子大学

(2) 所在地 東京都千代田区

(3) 学部等の構成

学部：家政学部、文学部、社会情報学部、

人間関係学部、比較文化学部

研究科：人間文化研究科

附置研究所：人間生活文化研究所

関連施設：総合情報センター、寄宿舎、健康センター、心理相談センター、学生相談センター、博物館、キャリア教育センター、教職総合支援センター、国際センター、地域連携推進センター、児童臨床研究センター、草稿テキスト研究所

(4) 学生数及び教員数（平成26年5月1日現在）

学生数：学部 6,669 名、大学院 53 名

専任教員数：179 名

助手数：33 名

2 特徴

本学は、学祖・大妻コタカの教えを建学の精神とする学校法人大妻学院が設置する、106 年（平成 26 年度）の歴史と伝統を有する私立女子高等教育機関である。

(1) 関係の自立者の育成

大妻学院の建学の精神は、その寄附行為の前文に、女子に対し「廉恥報恩を基調とする徳操を涵養し、時代の進運に適応すべき学芸を授け、有為な社会人たらしめること」と明示されている。この建学の精神は1世紀に及ぶ歴史の重みをもっており、その独自の校風は社会的評価としてすでに定着している。

一方、社会や環境が急速に変化している現在において、引き続き社会の負託に応えていくためには、建学の精神を新しい時代の文脈の中で、組織的に教育・研究・地域活動に活かす必要がある。これを受けて創立100周年を迎えた平成20年度に、大妻学院のミッションを、「豊かな教養と思いやりの心をもち合せた、真に自立した女性を育成し、健全で持続可能な社会に貢献する」と定めている。ここに謳われている「自立した女性」とは、これまでのような個としての自立ではなく、各自が互いに社会に貢献し得る有能さを確保しつつも、他者との関係の中でこそ自立と自己実現を目指す「関係の自立者」である。

この学院の方針を受けて本学においても、「関係の自立」が図れることを学士の学位認定要件としており、ディプロマ・ポリシーの中で学内外に周知すると共に、カリキュラム・ポリシーにも掲げて、人間性を重視した教育活動を展開している。

(2) 学習支援体制の充実

年度当初のガイダンス・オリエンテーション等で、全学年を対象としてクラスごとに詳細な履修指導を行っており、学位取得に至るまでの道筋を丁寧に説明している。また、全学的にクラス指導主任制度を採用しており、各学生の学習状況を把握し個別学習支援に努めると共に、学生生活についてもきめ細かな相談窓口として機能している。学業成績通知書についてはクラス指導主任から学生本人に渡すのみならず、父母へも送付しており、父母との連携強化に務めている。キャリアアップを図り女性の自立を促す企画として、正課外講座「大妻マネジメントアカデミー」を開講している。

(3) 領域横断的な大学院研究科

社会の複雑化・高度化が進み、急激に変化している今日の課題に対応し、分野を超えた学際的・総合的な教育・研究に新たに取り組むために、平成22年4月にそれまでの4研究科を1つの人間文化研究科に統合し、領域横断的な大学院へと改組し、国際的な視野と総合的な判断力を備えた女性リーダーの育成を目指している。

(4) 運営体制の充実

運営に関する重要事項についての意思決定機関として大学運営会議を置き、法人部門との機能分離を明確化すると共に、各学部間、各学部と大学院間、教育組織と事務組織間等の全学的な連携協力の強化、問題意識の共有化を図っている。また、教育課程や教育方法を全学的に審議検討するために、大学運営会議直轄の組織として大学教育推進機構を配置している。同機構には各学部の教務委員会委員長が構成員として加わっており、同機構委員会で審議した大学全体の方針を受けて、各学部教務委員会でその具体化・実現化を図っている。各学部内における管理運営に関しては、教授会を頂点とする各組織がその任に当たっている。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

（1）序

本学は、創設以来の歴史において、「徳育重視の一貫教育」を追い求めている。学祖・大妻コタカが身をもって実践した「母性の涵養」は、女性に対してより多様で多面的な生き方が求められている現在においても、世界に共通する「豊かな心」の育成と鍛錬の重要性を指し示しており、新しい時代における女子教育の基盤を成すべきものである。校訓「恥を知れ」も、汝自身を知れということであり、高次な人間存在の理念に照らして自らを省みる「自己の至らなさを恥じよ」ということである。また、これまでの長い歴史の中で培ってきた「良妻賢母の大妻」という世評についても、豊かな人間性に裏打ちされた家庭人という概念を基盤としつつ、自ら啓発し将来各界で活躍できる女性の育成を図ることにより、その現代的意味内容を一層豊かなものにすることが可能である。

（2）本学の目的と教育理念

本学の目的は、学則第1条に、「本学は教育基本法に基づき、学校教育法の定めるところに従い、広く知識を授けると共に深く専門の学芸を教授研究して、応用的能力の展開と人格の完成に努め、高い知性と豊かな情操を有する女性の育成を目的とする。」と定めている。また、大学院については、大学院学則第1条に、「大妻女子大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、建学の精神に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」としている。

この目的を達成するための教育理念として、「関係的自立」を掲げている。自立とは、これまでの概念では、一般的に経済的自立、生活の自立、精神的自立を意味しており、他者への依存からの解放という方向性をもった「個の自立」として一括することができる。しかし行き過ぎた「個」の強調は、個人の孤立を招き、また、福祉や治安、景観等に関わる共同体の機能を低下させていることが明らかになりつつあり、今後の日本社会においては「個の自立」を超えた個人のあり方が求められている。こうした時代の流れを踏まえ掲げているのが、「関係的自立」である。したがってその意味内容は、「各自が有能な個人として完結する個人的自立を目指すのではなく、各自がそれぞれに社会に貢献しうる能力を確保しつつ、よき生活、よき社会を作るために自発的に連帯し、そこに生まれる他者との関係の中で自らの役割を自律的に遂行することをもって自己実現を果たすこと」であり、更に簡潔には、「他者との関係のなかで、自己を見つめ直し、相互の力を活かし合い、自己実現できる人間として自立すること」と理解することができる。

関係的自立の概念は、すでに本学のカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに盛り込まれている。とはいえ、関係的自立者育成のための教育方策の具体化は容易ではなく、各学部学科の教育の中にどのように落とし込んでいくべきか、課題は多い。他者（教員・学生同士・学外者）との関わりの促進を図るためには、例えば、教養教育の重点化と少人数・課題解決型・体験学習の推進、正課外における地域交流プロジェクトや産学交流プロジェクトの推進、ゼミ合宿の活発化、学外者との日常的な接触による学習の促進、教職員の意識改革、学生の意識改革等による、コミュニケーション力の向上を目指す必要がある。

（3）本学の教育目標

関係的自立者の養成を教育理念としつつ、本学では以下の4つの教育目標を掲げ、日本における女子高等教育の拠点大学になることを目指している。

- ・女子教育の伝統を基にした総合的な人間教育：本大学が目指す「女子の実学を身につけた生活者の育成」という重要な役割を達成するためには、総合的な人間教育により、社会の構成員としての自覚を持ち、社会貢献活動に積極的に参画できる人材を育成することが重要となる。
- ・専門職業人女性の育成教育：時代が、社会関係資本を求める時代であるとの認識に立ち、専門的知識・技能を

持ち集団において中核的・指導的な役割を果たす女性の育成を目指す。

- ・女子高等教育の後継者育成：女性の高学歴化は、時代社会の要請との認識に基づき、大学院修士・博士後期課程並びに附置研究所の充実を急ぎ、女子高等教育の後継者の育成を図る。
- ・地域との連携における教育・研究面での中核的寄与および指導的人材の養成：女子高等教育機関としての社会貢献が教育・研究上の重要な課題となるとの認識に立ち、その役割の中核を担える人材を育成すると共に、各地域との連携を積極的に図る。

(4) 学部・学科・研究科・専攻等の目的

<別添資料：学部・学科・研究科・専攻等の目的>